

改訂後	現行
<p>原子力災害対策マニュアル</p> <p>平成 24 年 10 月 19 日 (平成 25 年 9 月 2 日一部改訂) (平成 26 年 10 月 14 日一部改訂) (平成 27 年 6 月 19 日一部改訂) (平成 28 年 12 月 7 日一部改訂) (平成 29 年 12 月 26 日一部改訂) (平成 31 年 3 月 29 日一部改訂) (令和 2 年 7 月 27 日一部改訂) (令和 4 年 9 月 2 日一部改訂) (令和 6 年 7 月 2 日一部改訂) <u>(令和 7 年 ○月 ○日一部改訂)</u></p> <p>原子力防災会議幹事会</p>	<p>原子力災害対策マニュアル</p> <p>平成 24 年 10 月 19 日 (平成 25 年 9 月 2 日一部改訂) (平成 26 年 10 月 14 日一部改訂) (平成 27 年 6 月 19 日一部改訂) (平成 28 年 12 月 7 日一部改訂) (平成 29 年 12 月 26 日一部改訂) (平成 31 年 3 月 29 日一部改訂) (令和 2 年 7 月 27 日一部改訂) (令和 4 年 9 月 2 日一部改訂) (令和 6 年 7 月 2 日一部改訂)</p> <p>原子力防災会議幹事会</p>

はじめに

(中略)

(1) ~ (4) (略)

【原子力防災会議】(略)

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官

環境大臣・内閣府特命担当大臣（原子力防災）

原子力規制委員会委員長

議員：全ての国務大臣 （議長及び、副議長を除く）

内閣危機管理監

以下の中から内閣総理大臣が任命する者

・内閣官房副長官

・内閣府副大臣又は関係府省の副大臣

・内閣府大臣政務官又は関係府省の大蔵政務官

・関係行政機関の長（国務大臣を除く）

【原子力防災会議幹事会】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

副議長：（中略）

総務省大臣官房自然災害等対策総括官

（以下略）

【原子力防災会議幹事会連絡会議】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

（中略）

厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室長

（以下略）

はじめに

(中略)

(1) ~ (4) (略)

【原子力防災会議】

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣

官房長官、環境大臣及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）以外の

国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制

委員会委員長

議員：議長及び、副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣危機管理監

内閣官房副長官、内閣府副大臣若しくは関係府省の副大臣、内閣府大

臣政務官若しくは関係府省の大蔵政務官又は国務大臣以外の関係行

政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

【原子力防災会議幹事会】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

副議長：（中略）

総務省大臣官房総括審議官

（以下略）

【原子力防災会議幹事会連絡会議】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

（中略）

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長

（以下略）

目 次	目 次
原子力事業所編	
第1 原子力災害対策の主な枠組み	8
第2 関係省庁における対応要領	15
第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等.....	<u>15</u>
第1章 情報収集事態	<u>15</u>
第1節 組織	<u>16</u>
1 中央	<u>16</u>
2 現地	<u>16</u>
第2節 応急対策業務	<u>17</u>
1 情報収集・連絡	<u>17</u>
2 テレビ会議システムの起動	<u>17</u>
3 広報体制の構築	<u>17</u>
第3節 体制の移行	<u>19</u>
1 情報収集事態が解消した場合	<u>19</u>
2 警戒事態に相当することが判明した場合	<u>19</u>
第2章 警戒事態	<u>20</u>
第1節 組織	<u>20</u>
1 中央	<u>20</u>
2 現地	<u>21</u>
第2節 応急対策業務	<u>23</u>
1 情報収集・連絡	<u>24</u>
2 派遣準備の要請	<u>26</u>
3 <u>テレビ会議システムの起動</u>	<u>26</u>
4 <u>広報体制の構築</u>	<u>26</u>
5 <u>緊急時モニタリングの準備</u>	<u>26</u>
6 P A Z 内、U P Z 外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難 者の避難準備要請等	<u>27</u>
原子力事業所編	
第1 原子力災害対策の主な枠組み	9
第2 関係省庁における対応要領	<u>18</u>
第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等.....	<u>18</u>
第1章 情報収集事態	<u>18</u>
第1節 組織	<u>19</u>
1 中央	<u>19</u>
2 現地	<u>19</u>
第2節 応急対策業務	<u>21</u>
1 情報収集・連絡	<u>21</u>
2 テレビ会議システムの起動	<u>23</u>
3 広報体制の構築	<u>23</u>
第3節 体制の移行	<u>24</u>
1 情報収集事態が解消した場合	<u>24</u>
2 警戒事態に相当することが判明した場合	<u>24</u>
第2章 警戒事態	<u>25</u>
第1節 組織	<u>25</u>
1 中央	<u>25</u>
2 現地	<u>26</u>
第2節 応急対策業務	<u>28</u>
1 情報収集・連絡	<u>28</u>
2 派遣準備の要請	<u>30</u>
3 <u>緊急時モニタリングの準備</u>	<u>30</u>
4 <u>テレビ会議システムの起動</u>	<u>30</u>
5 <u>広報体制の構築</u>	<u>30</u>
6 P A Z 内、U P Z 外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難 者の避難準備要請等	<u>31</u>

第3節	体制の移行	<u>28</u>	第3節	体制の移行	<u>32</u>
1	警戒事態が解消した場合	<u>28</u>	1	警戒事態が解消した場合	<u>32</u>
2	施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合	<u>28</u>	2	施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合	<u>32</u>
第3章	施設敷地緊急事態	<u>29</u>	第3章	施設敷地緊急事態	<u>33</u>
第1節	組織	<u>29</u>	第1節	組織	<u>33</u>
1	中央	<u>29</u>	1	中央	<u>33</u>
2	現地	<u>32</u>	2	現地	<u>36</u>
第2節	応急対策業務	<u>35</u>	第2節	応急対策業務	<u>39</u>
1	情報収集・連絡	<u>36</u>	1	情報収集・連絡	<u>40</u>
2	職員の非常参集	<u>40</u>	2	職員の非常参集	<u>44</u>
3	国の職員及び専門家の緊急派遣	<u>40</u>	3	国の職員及び専門家の緊急派遣	<u>44</u>
4	通信ネットワークの確認	<u>44</u>	4	通信ネットワークの確認	<u>48</u>
5	官邸対策室及び緊急参集チーム等	<u>44</u>	5	官邸対策室及び緊急参集チーム等	<u>48</u>
6	広報活動	<u>44</u>	6	広報活動	<u>48</u>
7	プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動	<u>48</u>	7	プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動	<u>54</u>
8	緊急時モニタリングの実施等	<u>51</u>	8	緊急時モニタリングの実施等	<u>58</u>
9	P A Z 内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びU P Z 外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等	<u>54</u>	9	P A Z 内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びU P Z 外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等	<u>62</u>
1 0	安定ヨウ素剤の服用準備等に関するP A Z 内の地方公共団体への要請	<u>56</u>	1 0	P A Z 内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用基準の要請	<u>64</u>
1 1	国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送	<u>56</u>	1 1	国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送	<u>64</u>
1 2	オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護	<u>57</u>	1 2	オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護	<u>65</u>
第3節	体制の移行	<u>58</u>	第3節	体制の移行	<u>66</u>
1	施設敷地緊急事態が解消した場合	<u>58</u>	1	施設敷地緊急事態が解消した場合	<u>66</u>
2	全面緊急事態に相当することが判明した場合	<u>58</u>	2	全面緊急事態に相当することが判明した場合	<u>66</u>
第4章	全面緊急事態	<u>59</u>	第4章	全面緊急事態	<u>67</u>
第1節	組織	<u>59</u>	第1節	組織	<u>67</u>
【フェーズ1：初動対応】	<u>59</u>	【フェーズ1：初動対応】	<u>67</u>
1	中央	<u>59</u>	1	中央	<u>67</u>
2	現地	<u>64</u>	2	現地	<u>73</u>

【フェーズ2：初動対応後】	<u>66</u>	【フェーズ2：初動対応後】	<u>75</u>
1 中央	<u>66</u>	1 中央	<u>75</u>
2 現地	<u>70</u>	2 現地	<u>80</u>
第2節 応急対策業務	<u>71</u>	第2節 応急対策業務	<u>81</u>
1 原子力緊急事態宣言の発出	<u>72</u>	1 原子力緊急事態宣言の発出	<u>82</u>
2 原災本部及び原災現地本部の設置	<u>74</u>	2 原災本部及び原災現地本部の設置	<u>84</u>
<u>3 原災現地本部の移転等変更手続</u>	<u>76</u>	<u>3 原災本部会議の開催</u>	<u>86</u>
<u>4 被災者支援チームの設置</u>	<u>77</u>	<u>4 関係局長等会議の開催</u>	<u>87</u>
<u>5 原災本部会議の開催</u>	<u>79</u>	<u>5 原災本部長の権限及びその行使の考え方</u>	<u>88</u>
<u>6 原災本部長の権限及びその行使の考え方</u>	<u>81</u>	<u>6 U P Z外の地方公共団体への協力要請</u>	<u>90</u>
<u>7 関係局長等会議の開催</u>	<u>82</u>	<u>7 原子力災害合同対策協議会の開催</u>	<u>91</u>
<u>8 原子力災害合同対策協議会全体会議の開催</u>	<u>85</u>	<u>8 原子力被災者生活支援チームの設置</u>	<u>94</u>
<u>9 プラント情報集約</u>	<u>89</u>	<u>9 その他事項</u>	<u>95</u>
<u>10 オンサイトの事故収束活動</u>	<u>91</u>	<u>10 プラント情報集約</u>	<u>96</u>
<u>11 実動組織の活動</u>	<u>91</u>	<u>11 オンサイトの事故収束活動</u>	<u>100</u>
<u>12 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有</u>	<u>93</u>	<u>12 実動組織の活動</u>	<u>103</u>
<u>13 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理</u>	<u>97</u>	<u>13 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有</u>	<u>105</u>
<u>14 安定ヨウ素剤の服用</u>	<u>106</u>	<u>14 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理</u>	<u>110</u>
<u>15 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護</u>	<u>108</u>	<u>15 安定ヨウ素剤の服用</u>	<u>119</u>
<u>16 緊急輸送（バス等避難手段の手配）</u>	<u>112</u>	<u>16 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護</u>	<u>121</u>
<u>17 原子力災害医療活動</u>	<u>114</u>	<u>17 緊急輸送（バス等避難手段の手配）</u>	<u>125</u>
<u>18 健康調査・管理</u>	<u>117</u>	<u>18 原子力災害医療活動</u>	<u>127</u>
<u>19 警戒区域等への一時立入り等</u>	<u>119</u>	<u>19 健康調査・管理</u>	<u>130</u>
<u>20 緊急物資の調達・供給等</u>	<u>122</u>	<u>20 警戒区域等への一時立入り等</u>	<u>132</u>
<u>21 飲食物の摂取制限・出荷制限</u>	<u>124</u>	<u>21 緊急物資の調達・供給等</u>	<u>135</u>
<u>22 放射性物質による環境の汚染への対処</u>	<u>127</u>	<u>22 飲食物の摂取制限・出荷制限</u>	<u>137</u>
<u>23 経済・産業等への対応等</u>	<u>128</u>	<u>23 放射性物質による環境の汚染への対処</u>	<u>140</u>
<u>24 原子力被災者の避難・受入先の確保</u>	<u>129</u>	<u>24 経済・産業等への対応等</u>	<u>141</u>
<u>25 広報・情報発信活動</u>	<u>130</u>	<u>25 原子力被災者の避難・受入先の確保</u>	<u>142</u>

<u>2.6 海外等からの支援受入れ</u>	<u>137</u>	<u>2.6 広報・情報発信活動</u>	<u>143</u>
<u>2.7 行政文書の作成等、記録の保存</u>	<u>139</u>	<u>2.7 海外等からの支援受入れ</u>	<u>151</u>
第3節 体制の変更	<u>140</u>	2.8 行政文書の作成等、記録の保存	<u>154</u>
1 全面緊急事態が解消した場合	<u>140</u>	第3節 体制の変更	<u>155</u>
1 全面緊急事態が解消した場合	<u>155</u>		
第2編 事後対策業務	<u>141</u>	第2編 事後対策業務	<u>156</u>
第1章 事後対策業務	<u>141</u>	第1章 事後対策業務	<u>156</u>
第1節 組織	<u>141</u>	第1節 組織	<u>156</u>
1 中央	<u>141</u>	1 中央	<u>156</u>
2 現地	<u>143</u>	2 現地	<u>158</u>
第2節 事後対策業務	<u>144</u>	第2節 事後対策業務	<u>159</u>
1 関係省庁事後対策連絡会議の開催	<u>144</u>	1 関係省庁事後対策連絡会議の開催	<u>160</u>
第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員	<u>145</u>	第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員	<u>161</u>
第1章 機能班別業務	<u>145</u>	第1章 機能班別業務	<u>161</u>
1 各拠点別の基本的な役割	<u>145</u>	1 各拠点別の基本的な役割	<u>161</u>
第2章 要員配置	<u>175</u>	第2章 要員配置	<u>190</u>
第3章 外部専門家要員	<u>230</u>	第3章 外部専門家要員	<u>245</u>
1 緊急事態応急対策委員	<u>230</u>	1 緊急事態応急対策委員	<u>245</u>
2 その他の専門家	<u>231</u>	2 その他の専門家	<u>246</u>
3 緊急時モニタリング要員及び資機材	<u>234</u>	3 緊急時モニタリング要員及び資機材	<u>249</u>
4 原子力災害医療に係る専門家	<u>235</u>	4 原子力災害医療に係る専門家	<u>250</u>
第4編 その他	<u>236</u>	第4編 その他	<u>251</u>
第1章 複合災害への対応	<u>236</u>	第1章 複合災害への対応	<u>251</u>
第2章 複数サイトにおける事故発生の対応	<u>237</u>	第2章 複数サイトにおける事故発生の対応	<u>252</u>
第3章 福島地域における初動対応の体制	<u>238</u>	第3章 福島地域における初動対応の体制	<u>253</u>
第4章 各省庁における参考要員の代替確保	<u>240</u>	第4章 各省庁における参考要員の代替確保	<u>255</u>

第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等.....	241	第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等.....	256
第6章 各種感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方	242	第6章 各種感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方	257
第5編 資料・各種様式.....		第5編 資料・各種様式.....	258
第1章 各種様式.....	243	第1章 各種様式.....	258
第1節 警戒事態	243	第1節 警戒事態	259
様式-1 要請案	243	様式-1 要請案	260
第2節 施設敷地緊急事態	248	第2節 施設敷地緊急事態	265
様式-2 人員等の輸送支援依頼.....	250	様式-2 人員等の輸送支援依頼	266
様式-3 要請案	249	様式-3 要請案	267
第3節 全面緊急事態（フェーズ1）	253	第3節 全面緊急事態（フェーズ1）	269
様式-4 公示案	254	様式-4 公示案	270
様式-5 指示案（原災法第15条第3項）.....	255	様式-5 指示案（原災法第15条第3項）.....	271
様式-6 原子力緊急事態宣言.....	257	様式-6 原子力緊急事態宣言	273
様式-7 原子力災害対策本部の設置に係る閣議開催の伺い文	258	様式-7 原子力災害対策本部の設置に係る閣議開催の伺い文	274
様式-8 原子力災害対策本部の設置に係る閣議決定案	259	様式-8 原子力災害対策本部の設置に係る閣議決定案	275
様式-9 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示	260	様式-9 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示 並びに原子力災害現地対策本部の設置.....	276
様式-10 原子力災害現地対策本部の設置	261	様式-10 原子力災害現地対策副本部長の指名及び任命等並びに原子力災害 現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名	278
様式-11 原子力災害現地対策副本部長の指名及び任命等並びに原子力災害 現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名	262	様式-11 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他 の職員の指名	281
様式-12 原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長 の順序	264	様式-12 緊急事態応急対策等に関する実施方針	282
様式-13 告示案（原子力災害現地対策本部の移転）	265	様式-13 自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請	283
様式-14 原子力被災者生活支援チームの設置について	266	様式-14 公示案（変更）	284
様式-15 緊急事態応急対策等に関する実施方針	267	様式-15 指示案（原災法第20条第2項）	286
様式-16 自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請	268	様式-16 安定ヨウ素剤服用の指示	287
様式-17 原子力災害対策本部長の権限の委任	269	様式-17 指示案（原災法第20条第2項）	288

様式- <u>18</u> 原子力災害対策本部長の権限の委任に係る告示	<u>270</u>	様式- <u>18</u> 原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策副本部長への委任	<u>292</u>
様式- <u>19</u> 公示案（変更）.....	<u>271</u>	様式- <u>19</u> 原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策副本部長への委任に係る告示	<u>293</u>
様式- <u>20</u> 指示案（原災法第20条第2項）.....	<u>273</u>	様式- <u>20</u> 原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害現地対策本部長への委任	<u>294</u>
様式- <u>21</u> 安定ヨウ素剤服用の指示.....	<u>274</u>	様式- <u>21</u> 原子力災害対策本部長の権限の一部の原子力災害対策現地対策本部長への委任に係る告示案	<u>295</u>
様式- <u>22</u> 指示案（原災法第20条第2項）.....	<u>275</u>	様式- <u>22</u> 原子力被災者生活支援チームの設置について	<u>296</u>
第4節 全面緊急事態（フェーズ2）	<u>279</u>	様式- <u>23</u> 告示案（原子力災害現地対策本部の移転）	<u>297</u>
様式- <u>23</u> 原子力急事態解除宣言.....	<u>280</u>	第4節 全面緊急事態（フェーズ2）	<u>298</u>
第1 原子力災害対策の主な枠組み		様式- <u>24</u> 原子力緊急事態解除宣言	<u>299</u>
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受け、原子力防災体制が抜本的に見直されたことに併せ、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」から提出された報告書において <u>指摘された</u> 事項等を踏まえ、オンラインの迅速な事故の収束、オフサイトの迅速な住民の安全確保等の観点から、関係省庁による原子力災害対策マニュアルを見直すこととした。		東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受け、原子力防災体制が抜本的に見直されたことに併せ、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」から提出された報告書において <u>なされた</u> 指摘事項等を踏まえ、オンラインの迅速な事故の収束、オフサイトの迅速な住民の安全確保等の観点から、関係省庁による原子力災害対策マニュアルを見直すこととした。	
以下（略）		以下（略）	
平成26年10月の改訂では、原子力防災会議の充実・強化を図る観点から、内閣府の原子力防災担当部門に専任の常駐職員が配置されることとした。		また、平成26年10月、原子力防災会議の充実・強化を図る観点から、内閣府の原子力防災担当部門に専任の常駐職員が配置されることとなつた。	
以下（略）		以下（略）	
平成27年7月に、防災基本計画が修正され、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、自然災害に対応する緊急災害対策本部又は非常災害対策本部と原災本部との間で、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化		さらに、平成27年7月7日に、防災基本計画が修正され、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、自然災害に対応する緊急災害対策本部又は非常災害対策本部と原災本部との間で、情報収集、意思決定、指示・	

<p>された。</p> <p>以下（略）</p> <p><u>原子力災害対策体制の全体像（略）</u></p> <p>全面緊急事態における各対応拠点の役割（初動対応）（略）</p> <p>事態進展に伴う主な対応事項（初動対応～初動対応後）（略）</p> <p>原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ1：初動対応）（略）</p> <p>原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ2：初動対応後）（略）</p> <p>第2 関係省庁における対応要領</p> <p>第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等（略）</p> <p>第1章 情報収集事態（略）</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) E R C（略）</p> <p>(2) 官邸</p> <p>合同情報連絡室は、内閣官房（事態対処・危機管理担当）（以下「内閣官房（事態）」という。）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を<u>連絡</u>する。</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p> <p>2 現地（略）</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>1～3（略）</p> <p>第3節 体制の移行</p> <p>1～2（略）</p>	<p>調整を一元化された。</p> <p>以下（略）</p> <p><u>全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行（削除）</u></p> <p><u>応急対策業務の移行について（削除）</u></p> <p>原子力災害対策体制の全体像（略）</p> <p>全面緊急事態に<u>係る初動対応</u>の役割分担（略）</p> <p>事態進展に伴う主な対応事項（初動対応～初動対応後）（略）</p> <p>原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ1：初動対応）（略）</p> <p>原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ2：初動対応後）（略）</p> <p>第2 関係省庁における対応要領</p> <p>第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等（略）</p> <p>第1章 情報収集事態（略）</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) E R C（略）</p> <p>(2) 官邸</p> <p>合同情報連絡室は、内閣官房（事態対処・危機管理担当）（以下「内閣官房（事態）」という。）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を<u>通報</u>する。</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p> <p>2 現地（略）</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>1～3（略）</p> <p>3節 体制の移行</p> <p>1～2（略）</p>
--	---

第2章 警戒事態（略）

第1節 組織

1 中央

(1) E R C（略）

(2) 官邸

事故警戒本部は、内閣官房（事態）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに警戒事態が発生した旨を連絡する。（以下略）

(3)（略）

（脚注）_____

⁴ 原子力災害対策指針では、「警戒事態」とは、「その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階」と定義し、具体的には、「原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合」、「原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合」、「原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失」など、同指針の表2「各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて」の「警戒事態を判断するE A L」に定めている。

（以下略）

2 現地

(1)～(6)（略）

第2章 警戒事態（略）

第1節 組織

1 中央

(1) E R C（略）

(2) 官邸

事故警戒本部は、内閣官房（事態）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに警戒事態が発生した旨を通報する。（以下略）

(3)（略）

（脚注）_____

⁴ 原子力災害対策指針では、「警戒事態」とは、「その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階」と定義し、具体的には、「原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合」、「大津波警報が発表された場合」、「原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失」など、同指針の表2「各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて」の「警戒事態を判断するE A L」に定めている。

（以下略）

2 現地

(1)～(6)（略）

第2節 応急対応業務

- 1 情報収集・連絡
- 2 派遣準備の要請
- 3 テレビ会議システムの起動
- 4 広報体制の構築
- 5 緊急時モニタリングの準備
- 6 P A Z内、U P Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等

1 情報収集・連絡

規制庁は、原子力事業所の故障や、地震等の自然災害の影響等について、事業所からの情報を一元的に集約する。また上席放射線防災専門官等、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化し、緊急時モニタリングの準備に着手する。

(中略)

ただし、連絡体制の確立等の要請については、関係地方公共団体に対して、事故警戒本部から直接行う(様式-1-1)とともに、事故現地警戒本部にも併せて共有する。

(以下略)

2 派遣準備の要請

(略)

3 テレビ会議システムの起動 (4から移設) (略)

4 広報体制の構築 (5から移設) (略)

5 緊急時モニタリングの準備 (3から移設) (略)

第2節 応急対応業務

(新設)

1 情報収集・連絡

規制庁は、原子力事業所の故障や、地震等の自然災害の影響等について、事業所からの情報を一元的に集約する。また上席放射線防災専門官等、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化し、緊急時モニタリング (放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。) の準備に着手する。

(中略)

ただし、連絡体制構築の要請については、関係地方公共団体に対して、事故警戒本部から直接行うとともに、事故現地警戒本部にも併せて共有する。

(様式-1-1)

(以下略)

2 派遣準備の要請

(略)

3 緊急時モニタリングの準備 (5へ移設) (略)

4 テレビ会議システムの起動 (3へ移設) (略)

5 広報体制の構築 (4へ移設) (略)

6 P A Z内、U P Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等

原子力施設において原子力災害対策指針の警戒事態を判断するE A Lに該当する施設の故障が発生した場合等においては、事故警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態要避難者⁶）をいう。以下同じ。）の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を要請する（様式－1－2又は様式－1－3）。また、U P Z外の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力をP A Z内の地方公共団体を通じて要請する（防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る。）。

（脚注）_____

⁶原子力災害対策指針では、以下のように定義している。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ（略）

ハ（略）

第3節 体制の移行

1 警戒事態が解消した場合（略）

2 施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合

原子力事業者からの通報を受け、委員会が施設敷地緊急事態に至ったこと、又は全面緊急事態に至ったことを確認した場合においては、次章又は第4章に基づき対応する。

6 P A Z内、U P Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等

原子力施設において原子力災害対策指針の警戒事態を判断するE A Lに該当する施設の故障が発生した場合等においては、事故警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態要避難者⁶）をいう。以下同じ。）の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を要請し（様式－1－2又は様式－1－3）、U P Z外の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力をP A Z内の地方公共団体を通じて要請（防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る。）する。

（脚注）_____

⁶原子力災害対策指針では、以下のように定義している。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ（略）

ハ（略）

第3節 体制の移行

1 警戒事態が解消した場合（略）

2 施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合

原子力事業者より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合その他施設敷地緊急事態に至ったと委員会において判断された場合においては、次章に基づき対応する。

<p>第3章 施設敷地緊急事態</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) E R C (略)</p> <p>施設敷地緊急事態に至ったことを確認した場合、委員会及び内閣府(原子力防災担当)は、委員会委員長(又は委員)及び内閣府特命担当大臣(原子力防災)(又は内閣府副大臣(原子力防災担当)若しくは内閣府政務官(原子力防災担当等))を本部長とする原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(以下「事故対策本部」という。)を設置するとともに、必要に応じ、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。</p> <p>E R Cにおいては、全面緊急事態(次章に規定する全面緊急事態をいう。以下同じ。)においてE R Cチーム機能班の要因となっている規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員などが、業務に当たる。</p> <p>同時に、全面緊急事態において、E R Cチーム実働対処班の要員となっている職員に関しては関係省庁に対しE R Cへの参集を要請する。</p> <p>① 原子力規制員会・内閣府原子力事故合同対策本部</p> <p>○活動場所：</p> <p>官邸・内閣府本府庁舎</p> <p>E R C(官邸・内閣府本府庁舎における意思決定事項が減少した時点以降)</p> <p>○構成：</p> <p>本部長：内閣府特命担当大臣(原子力防災)(又は内閣府副大臣(原子力防災担当)若しくは内閣府大臣政務官(原子力防災担当等)、委員会委員長(又は委員) (以下略)</p> <p>(脚注) _____</p> <p>⁷ 原子力対策指針では、「施設敷地緊急事態」とは、「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要があ</p>	<p>第3章 施設敷地緊急事態</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) E R C</p> <p>施設敷地緊急事態が発生した場合、委員会及び内閣府(原子力防災担当)は、委員会委員長(又は委員)及び内閣府特命担当大臣(原子力防災)(又は内閣府副大臣(原子力防災担当)若しくは内閣府政務官(原子力防災担当等))を本部長とする原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(以下「事故対策本部」という。)を設置するとともに、必要に応じ、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。</p> <p>E R Cにおいては、全面緊急事態(次章に規定する全面緊急事態をいう。以下同じ。)においてE R Cチーム機能班の要因となっている規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員などが、業務に当たる。</p> <p>同時に、全面緊急事態において、E R Cチーム実働対処班の要員となっている職員に関しては、関係省庁に対しE R Cへの参集を要請する。</p> <p>① 原子力規制員会・内閣府原子力事故合同対策本部</p> <p>○主たる活動場所：官邸・内閣府本府庁舎(初動期)</p> <p>E R C(官邸・内閣府本府庁舎における意思決定事項が減少した時点以降)</p> <p>○構成員：本部長：内閣府特命担当大臣(原子力防災)(又は内閣府副大臣(原子力防災担当)若しくは内閣府大臣政務官(原子力防災担当等)、委員会委員長(又は委員) (以下略)</p> <p>(脚注) _____</p> <p>⁷ 原子力対策指針では、「施設敷地緊急事態」とは、「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要があ</p>
---	---

る段階」と定義している。

② 関係省庁事故対策連絡会議

○開催場所：原則としてERC

○構成：

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

構成員：内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

（中略）

厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室長

（以下略）

○施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かい、これ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡・調整を行う必要がある場合は、内閣府（原子力防災担当）が主催する関係省庁事故対策連絡会議において関係省庁間の連絡・調整等を行う。

（2）～（3）（略）

（4）原子力利用省庁執務室等

原子力利用省庁等が指定した職員は、施設敷地緊急事態の連絡を受け取った場合は、原子力利用省庁執務室等に直ちに参集するとともに、全面緊急事態の発生に備え、原災本部原子力被災者生活支援チーム（以下「被災者支援チーム」という。）設置等に係る準備を開始する。

2 現地

（1）オフサイトセンター（略）

① 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○構成：

本部長：内閣府副大臣（原子力防災担当）（以下略）

る段階」と定義し、原子炉冷却材の漏えい、原子炉給水機能の喪失、交流電源の喪失などの原子力施設の具体的な状態を同指針の表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「施設敷地緊急事態を判断するEAL」に定めている。

② 関係省庁事故対策連絡会議

○開催場所：原則としてERC

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

関係省庁：内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

（中略）

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長

（以下略）

○施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かい、これ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡・調整を行う必要がある場合は、内閣府（原子力防災担当）が主催する関係省庁事故対策連絡会議（課長級）において関係省庁間の連絡・調整等を行う。

（2）～（3）（略）

（4）原子力利用省庁執務室等

原子力利用省庁等が指定した職員は、施設敷地緊急事態の連絡を受け取った場合は、原子力利用省庁執務室等に直ちに参集するとともに、全面緊急事態の発生に備え、原災害本部原子力被災者生活支援チーム（以下「被災者支援チーム」という。）設置等に係る準備を開始する。

2 現地

（1）オフサイトセンター（略）

① 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○構成員：本部長：内閣府副大臣（原子力防災担当）

（以下略）

② 現地事故対策連絡会議

○開催場所：原則としてオフサイトセンター

○構成：

議長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）

構成員：関係省庁職員

関係都道府県職員

（以下略）

（2）緊急時モニタリングセンター

○設置場所：オフサイトセンター等

○構成：

緊急時モニタリングセンター長：規制庁監視上情報課放射線環境対策室長等

（上記の者がオフサイトセンターに到着するまでは、上席放射線防災専門官等又はP A Z及びU P Z内の道府県の然るべき者が緊急時モニタリングセンター長を代行）

構成員：原子力規制庁職員

関係省庁職員

○機能：緊急時モニタリングの実施と、それに伴う調整を行う。

（3）～（5）（略）

（6）原子力被災道府県庁舎等

原子力利用省庁は、全面緊急事態の発生に備え、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力利用省庁等が指定した職員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣する。また、派遣された職員は、原子力被災道府県庁舎等に到着後、原子力被災自治体支援チーム（以下「自治体支援チーム」という。）を立ち上げる準備を行うとともに、現地において状況把握及び被災地方公共団体との連絡・調整を行う。

② 現地事故対策連絡会議

○開催場所：原則としてオフサイトセンター

○構成員：議長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）

関係省庁職員

関係都道府県職員

（以下略）

（2）緊急時モニタリングセンター

○設置場所：オフサイトセンター等

○構成員：緊急時モニタリングセンター長：規制庁監視上情報課放射線環境対策室長等

（緊急時モニタリングセンター長がオフサイトセンターに到着するまでは、上席放射線防災専門官等又はP A Z及びU P Z内の道府県の然るべき者が緊急時モニタリングセンター長を代行）

原子力規制庁職員

関係省庁職員

（以下略）

○機能：緊急時モニタリングの実施と、それに伴う調整を行う。

（3）～（5）（略）

（6）原子力被災道府県庁舎等

原子力利用省庁は、全面緊急事態の発生に備え、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力利用省庁等が指定した職員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣する。また、派遣された職員は、原子力被災道府県庁舎等に到着後、原子力被災者自治体支援チーム（以下「自治体支援チーム」という。）を立ち上げる準備を行うとともに、現地において状況把握及び被災地方公共団体との連絡・調整を行う。

(7) 緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部
内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、大規模複合災害時には、緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部（以下「政府現地本部」という。）に情報連絡要員を派遣し、オフサイトセンターとの情報連絡体制を確立する。

第2節 応急対策業務

〔共通〕

1～6 (略)

〔オンサイト対応〕

7 (略)

〔オフサイト対応〕

8～9 (略)

10 安定ヨウ素剤の服用準備等に関するP A Z内の地方公共団体への要請

11～12 (略)

1 情報収集・連絡

(略)

施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例

(1)～(5) (略)

(6) 人的被害の状況

①事象発生現場における要救助者、行方不明等に関する情報

〔規制庁、内閣府、警察庁、海上保安庁、消防庁〕

②(略)

(7)～(14) (略)

(7) 緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部
内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、大規模複合災害時には、緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部（以下「政府現地本部」という。）に情報連絡要員を派遣し、オフサイトセンターとの間の情報連絡体制を確立する。

第2節 応急対策業務

〔共通〕

1～6 (略)

〔オンサイト対応〕

7 (略)

〔オフサイト対応〕

8～9 (略)

10 P A Z内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請

11～12 (略)

1 情報収集・連絡

(略)

施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例

(1)～(5) (略)

(6) 人的被害の状況

①事象発生現場における被救助者、行方不明等に関する情報

〔規制庁、内閣府、警察庁、海上保安庁、消防庁〕

②(略)

(7)～(14) (略)

- 2 職員の非常参集等(略)
 3 国の職員及び専門家の緊急派遣
 (1) 国の職員の派遣

内閣府（原子力防災担当）、規制庁及び関係省庁は、施設敷地緊急事態において、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ的確な準備等を行うため職員をオフサイトセンター等に派遣する。原子力利用省庁は、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な職員を原子力事業所の区域を管轄する原子力被災道府県庁舎等に派遣する。

また、大規模複合災害時には、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、政府現地本部に職員を派遣する。

- (2) (略)
 (3) 輸送支援

事故対策本部は、原子力事業所の施設敷地緊急事態の通報又は、連絡を受けた場合において、発災時における公共交通機関と緊急輸送関係省庁の輸送能力を踏まえ、最適な輸送経路及び輸送手段を総合的に検討し、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対して輸送の支援を依頼する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、以下のスキームを基本とし、詳細はあらかじめ別に定める。

また、事故対策本部は、関係省庁職員及び専門家の派遣登録リスト、初動の物資リスト等に基づき、現地への増員や交代要員の派遣準備、専門家の派遣、物資搬送準備を緊急輸送関係省庁に依頼する。

4～6 (略)

- 8 緊急時モニタリングの実施等
 (1) 緊急時モニタリング実施体制
 (中略)

規制庁、関係省庁、P A Z 及びU P Z 内の地方公共団体、原子力事業者、発災元以外の原子力事業者及び関係指定公共機関等は、緊急時モニタリングセンターの一員として、緊急時モニタリングを実施する。役割分担については、

- 2 職員の非常参集等(略)
 3 国の職員及び専門家の緊急派遣
 (1) 国の職員の派遣

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、施設敷地緊急事態において、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ的確な準備等を行うため職員を現地に派遣する。また、事故対策本部は、関係省庁に対して必要に応じ、機能班等の職員（第3編第2章 要員配置参照）を現地に派遣する準備を行うよう要請する。

また、大規模複合災害時には、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、政府現地本部に職員を派遣する。

- (2) (略)
 (3) 輸送支援

事故対策本部は、原子力事業所の施設敷地緊急事態の通報又は、連絡を受けた場合において、発災時における公共交通機関と緊急輸送関係省庁の輸送能力を踏まえ、最適な輸送経路及び輸送手段を総合的に検討し、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対して輸送の支援を要請する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、以下のスキームを基本とし、詳細はあらかじめ別に定める。

また、事故対策本部は、関係省庁職員及び専門家の派遣登録リスト、初動の物資リスト等に基づき、現地への増員や交代要員の派遣準備、専門家の派遣、物資搬送準備を緊急輸送関係省庁に要請する。

4～6 (略)

- 8 緊急時モニタリングの実施等
 (1) 緊急時モニタリング実施体制
 (中略)

規制庁、関係省庁、P A Z 及びU P Z 内の道府県、原子力事業者、発災元以外の原子力事業者及び関係指定公共機関等は、緊急時モニタリングセンターの一員として、緊急時モニタリングを実施する。役割分担については、以下を

<p>以下を基本とする。(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> PAZ及びUPZ内の<u>地方公共団体</u> (以下略) <p>(2) 緊急時モニタリングの実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (略) 緊急時モニタリングの実施 <p>ERC放射線担当は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。その際には、PAZ及びUPZ内の<u>地方公共団体</u>に協力を要請する。</p> <p>ERC放射線担当は、要員を現地に派遣するとともに、PAZ及びUPZ内の<u>地方公共団体</u>、原子力事業者及び関係指定公共機関に対して、要員の派遣及び資機材の輸送を要請する。(中略)</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、<u>妥当性を判断した後</u>、ERC放射線担当に送付する。</p> <p>(以下略)</p> <p>9 PAZ内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びUPZ内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施要請等 (様式-3)</p> <p>(中略)</p> <p>加えて、事故対策本部は、避難元であるPAZ内の地方公共団体や予定されている避難先であるUPZ外の地方公共団体等の関係機関について、適切な避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）が行われているかを確認する。<u>また、UPZ外の地方公共団体に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）への協力をPAZ内の地方公共団体を通じて要請することができる。</u></p> <p>自然災害と複合災害の場合には、事故対策本部は、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する周辺地域の被災状況の情報を十分に勘案して、上記の関係機関との協議や、UPZ外の地方公共団体に対する協力の要請を行う。</p>	<p>基本とする。(以下略)</p> <ul style="list-style-type: none"> PAZ及びUPZ内の<u>道府県</u> (以下略) <p>(2) 緊急時モニタリングの実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (略) 緊急時モニタリングの実施 <p>ERC放射線担当は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。その際には、PAZ及びUPZ内の<u>道府県</u>に協力を要請する。</p> <p>ERC放射線担当は、要員を現地に派遣するとともに、PAZ及びUPZ内の<u>道府県</u>、原子力事業者及び関係指定公共機関に対して、要員の派遣及び資機材の輸送を要請する。(中略)</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、<u>不適切な結果がないことを確認し</u>、ERC放射線担当に送付する。</p> <p>(以下略)</p> <p>9 PAZ内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びUPZ内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施要請等 (様式-3)</p> <p>(中略)</p> <p>加えて、事故対策本部は、避難元であるPAZ内の地方公共団体や予定されている避難先であるUPZ外の地方公共団体等の関係機関について、適切な避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）が行われているかを確認する。</p> <p><u>自然災害と複合災害の場合には、事故対策本部は、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する周辺地域の被災状況の情報を十分に勘案して、上記の関係機関との協議や、UPZ外の地方公共団体に対する協力の要請を行う。</u></p>
--	---

(2)～(3)(略)

1.0 安定ヨウ素剤の服用準備等に関するPAZ内の地方公共団体への要請

ERC住民安全担当は、安定ヨウ素剤の配布及び服用に関する指示等に備え、PAZ内の地方公共団体に対し、安定ヨウ素剤の服用準備等に関する要請を行う。

1.1～1.2(略)

第3節 体制の移行

- 1 施設敷地緊急事態が解消した場合(略)
- 2 全面緊急事態に相当することが判明した場合

原子力事業者から全面緊急事態発生の通報を受け、委員会が、全面緊急事態に至ったことを確認し、原災法第15条に規定する原子力緊急事態が発生していると認める場合は、次章に基づき対応する。

第4章 全面緊急事態

全面緊急事態とは、原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態⁸をいう。また、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び避難区域の住民避難がおおむね終了した場合、官邸・内閣府本府庁舎で対応する主な職員をERCに移す。全面緊急事態に至ってから官邸・内閣府本府庁舎で対応する職員をERCに移動させるまでの期間をフェーズ1（初動対応）といい、それ以降をフェーズ2（初動対応後）という。

(2)～(3)(略)

1.0 PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請

ERC住民安全担当は、安定ヨウ素剤の配布及び服用に関する指示等に備え、PAZ内の地方公共団体への服用準備の要請の連絡を行う。

1.1～1.2(略)

第3節 体制の移行

- 1 施設敷地緊急事態が解消した場合(略)
- 2 全面緊急事態に相当することが判明した場合

委員会が全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合は、次章に基づき対応する。

第4章 全面緊急事態

全面緊急事態とは、原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態⁸をいう。また全面緊急事態のうち初動対応期（全面緊急事態に至ってから、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ官邸・内閣府本府庁舎で対応する主な職員をERCに移すまで^{までの間})を全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）、それ以降を全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）という。

第1節 組織

【フェーズ1：初動対応】

1 中央

(1) 原子力災害対策本部

○設置手続：原災法第16条第1項に基づき閣議にかけて臨時に内閣府に設置

置

○設置場所：原則として官邸

○構成：

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官

環境大臣

内閣府特命担当大臣（原子力防災）

委員会委員長

内閣府特命担当大臣（防災）⁹

必要に応じて原子力利用省庁大臣（経産大臣、文科大臣）

（以下略）

○機能：原子力災害対応の総合調整を行う

○原災本部の下に

①原災本部事務局（官邸チーム及びERCチーム）

②被災者支援チーム

③関係局長等会議

を置く。

（脚注）

⁸ 原子力災害対策指針では、「全面緊急事態」とは、「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階」と定義している。（以下略）

第1節 組織

【フェーズ1：初動対応】

1 中央

(1) 原子力災害対策本部

○設置手続：原災法第16条第1項に基づき設置

○設置場所：原則として官邸

○構成：本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力）

防災）、委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災）⁹

必要に応じて原子力利用省庁大臣

（以下略）

○機能：原子力災害対応の総合調整を行う

原災本部の下に

①原災本部事務局（官邸チーム及びERCチーム）

②被災者支援チーム

③関係局長等会議

を置く。

（脚注）

⁸ 原子力災害対策指針では、「全面緊急事態」とは、「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階」と定義し、原子炉冷却材の漏えい、原子炉給水機能の喪失、交流電源の喪失などの原子力施設の具体的な状態を同指針の

表2「各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて」の「全面緊急事態を判断するE A L」に定めている。(以下略)

①原災本部事務局

(i) 官邸チーム

○設置場所：原則として官邸・内閣府本府庁舎

○構成：

事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局長代理：規制庁長官（又は代理の職員）

内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）

事務局次長：内閣官房危機管理審議官

内閣府大臣官房審議官（防災担当）

機能班：総括班

広報班

プラント班

放射線班

住民安全班

医療班

実動対処班

構成員：内閣府職員

規制庁職員

関係省庁職員

○機能：官邸・内閣府本府庁舎において原災本部の事務局を務める。

(ii) E R Cチーム

○設置場所：原則としてE R C

○構成：(略)

○構成員：内閣府職員

規制庁職員

関係省庁職員

①原災本部事務局

(i) 官邸チーム

○設置場所：原則として官邸・内閣府本府庁舎

○構成：官邸チーム事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局長代理：規制庁長官（又は代理の職員）

内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）

事務局次長：内閣官房危機管理審議官

内閣府大臣官房審議官（防災担当）

事務局機能班：総括班

広報班

プラント班

放射線班

住民安全班

医療班

実動対処班

事務局構成員：内閣府職員、規制庁職員、関係省庁職員

○機能：官邸・内閣府本府庁舎において原災本部の事務局を務める。

(ii) E R Cチーム

○設置場所：原則としてE R C

○構成：(略)

○構成員：内閣府職員、規制庁職員、関係省庁職員

○オンサイト総括は、プラント班を中心に、E R C内の各機能班におけるオンサイトに係る事務の総括を行う。また、オフサイト総括は、E R Cチームオ

○機能：ERCにおいて原災本部の事務局を務める。

○オンサイト総括は、プラント班を中心に、ERC内の各機能班におけるオンラインに係る事務の総括を行う。また、オフサイト総括は、ERCチームオフサイト総括班の支援を受けて、放射線班、住民安全班、医療班、複合災害調整班を中心に、ERC内のオフサイトに係る事務の総括を行う。

(以下略)

②被災者支援チーム

○設置場所：原則として原子力利用省庁執務室等

○構成：

チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）

原子力利用省庁大臣

事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）

事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁職員が併任）

機能班：総括班

住民支援班

医療班

放射線班

広報・国際班

自治体支援チーム

構成員：内閣府職員

原子力利用省庁職員

関係省庁職員

○段階的な防護措置が完了した後の住民等ⁱの生活支援等を円滑に実施するため、原災本部の下に被災者支援チームを設置する。

(以下略)

フサイト総括班の支援を受けて、放射線班、住民安全班、医療班、複合災害調整班を中心に、ERC内のオフサイトに係る事務の総括を行う。

(以下略)

○機能：ERCにおいて原災本部の事務局を務める

②被災者支援チーム

○設置場所：原則として原子力利用省庁執務室等

○構成：チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁大臣

事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）

事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁職員が併任）

事務局機能班：総括班

住民支援班

医療班

放射線班

広報・国際班

自治体支援チーム

事務局構成員：内閣府職員、原子力利用省庁職員、関係省庁職員

○段階的な防護措置が完了した後の住民等ⁱⁱの生活支援等を円滑に実施するため、原災本部の下に被災者支援チームを設置する。

(以下略)

③関係局長等会議

○開催場所：原則として官邸（危機管理センター）

○構成：

議長：内閣府政務統括官（原子力防災担当）

議長代理：規制庁次長（又は代理の職員）

構成員：被災者支援チーム事務局長補佐（内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任））

内閣官房危機管理審議官

内閣審議官（内閣情報調査室）

内閣審議官（内閣広報室）

（中略）

総務省大臣官房自然災害等対策総括官

（以下略）

○機能：各省幹部による総合調整を行う。

③関係局長等会議

○開催場所：原則として官邸（危機管理センター）

○構成：議長：内閣府政務統括官（原子力防災担当）

議長代理：規制庁次長（又は代理の職員）

構成員：被災者支援チーム事務局長補佐（内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任））

内閣官房危機管理審議官

内閣審議官（内閣情報調査室）

内閣広報官

（中略）

総務省大臣官房総括審議官

（以下略）

○機能：各省幹部による総合調整を行う。

<原災本部会議と関係局長等会議との関係>

(1) 原災本部長が判断すべき事項については、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、委員会委員長又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）等から原災本部長に諮り、意思決定を行う。その際、原災本部長は、全体の情報の集約、事態の状況の共有及び迅速な緊急事態応急対策の実施のため、本部員による高度な調整が必要となる場合は、原子力災害対策本部会議（以下「原災本部会議」という。）を開催（必要に応じて関係局長等会議も併せて開催）し、総合調整を図るものとする。

(2) 原災本部にて決定された緊急事態応急対策等及び原災本部長より指示などのあった緊急事態応急対策等に関しては、原災本部事務局機能班が関係行政機関と協力して施策を推進する。その際、各省幹部による調整が必要となる場合には、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、議長として、関係局長等会議を開催し、総合調整を図るものとする。

<原災本部及び原災本部事務局との関係>

(1) 原災本部にて決定された緊急事態応急対策等及び原災本部長より指示などのあった緊急事態応急対策等に関しては、原災本部事務局機能班が関係行政機関と協力して施策を推進する。その際、各省幹部による高度な調整が必要となる場合には、議長（内閣府政策統括官（原子力防災担当））は、関係局長等会議を開催し、総合調整を図るものとする。

(2) 原災本部長が判断すべき事項については、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、委員会委員長又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）等から原災本部長に諮り、緊急事態応急対策等を実施するための意思決定を行う。その際、原災本部長は、全体の情報を集約し、事態の認識を共有し、迅速に緊急事態応急対策を実施するため、各省政務による高度な調整が必要となる場合は、原災本部会議を開催（必要に応じて関係局長等会議も併せて開催）し、総合調整を図るものとする。

2 現地

(1) オフサイトセンター

①原子力災害現地対策本部

○設置手続：原災法第17条第9号に基づき原災本部長の定めにより設置

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○構成：

本部長：内閣府大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらが対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）

副本部長、事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
(又は、代理の職員)

事務局次長（広報官）：原子力利用省庁審議官等

機能班：総括班

運営支援班

(以下略)

構成員：内閣府職員

規制庁職員

関係省庁職員

○**機能**：原子力災害現地対応の総合調整を行う。

②原子力災害合同対策協議会

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○構成：

議長：原災現地本部長

事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

構成員：原災現地本部員その他の職員

都道府県災害対策本部又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部の災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

(以下略)

2 現地

(1) オフサイトセンター

①原子力災害現地対策本部

○設置手続：原災法第17条第9号に基づき設置

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○構成：本部長：内閣府大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらが対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）

副本部長、事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
(又は、代理の職員)

事務局次長（広報官）：原子力利用省庁審議官等

事務局機能班：総括班

運営支援班

(以下略)

事務局構成員：内閣府職員、規制庁職員、関係省庁職員

○**機能**：原子力災害現地対応の総合調整を行う。

②原子力災害合同対策協議会

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○構成：事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

構成員：原災現地本部長

原災現地本部員その他の職員

都道府県災害対策本部又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部の災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

(以下略)

(2) ~ (7) (略)

【フェーズ2：初動対応後】

1 中央

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ、官邸・内閣府本府庁舎で対応する主な職員をERCに移す。

具体的には、関係局長等会議において活動内容の重点の移行を確認した上で、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が原災本部長及び副本部長の了解を得た後、内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び主要機能班長を始めとする官邸チームは、ERCチームに統合される。

原災本部事務局は、事態に応じ、原災本部会議を開催し緊急事態応急対策を統括する。

また、原災本部事務局は、必要に応じて関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策等の実施に関し、関係行政機関間の総合調整を行う。

さらに、原災本部事務局は、事態の推移に応じERCにおいて関係省庁事故対策連絡会議を開催し、緊急事態応急対策の実施に関する関係行政機関の連絡・調整を行う。

(1) 原災本部<原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様> (略)

① 原災本部事務局

○設置場所：原則としてERC

○構成：

事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

機能班：総括班

(以下略)

② 被災者支援チーム<事態の進展に応じて、官邸チーム及びERCチームに参集した職員の中から配置換えを行うほか、必要に応じて追加で関係省庁に参集要請を行い、体制強化を図る。>

(2) ~ (7) (略)

【フェーズ2：初動対応後】

1 中央

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ、官邸チームの主力を官邸・内閣府本府庁舎からERCに移す。

具体的には、関係局長等会議において活動内容の重点の移行を確認した上で、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が原災本部長及び副本部長の了解を得た後、内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び主要機能班長を始めとする官邸チームは、ERCチームに統合される。

原災本部事務局は、事態の推移に応じERCにおいて関係省庁事故対策連絡会議を開催し、緊急事態応急対策の実施に関する関係行政機関の連絡・調整を行うとともに、事態に応じ、原災本部会議を開催し緊急事態応急対策を統括する。

また、原災本部事務局は、必要に応じて関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策等の実施に関し、関係行政機関間の総合調整を行う。

(1) 原災本部<原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様> (略)

① 原災本部事務局

○設置場所：原則としてERC

○構成：事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局機能班：総括班

(以下略)

② 被災者支援チーム<事態の進展に応じて、官邸チーム及びERCチームに参集した職員の中から配置換えを行うほか、必要に応じて追加で関係省庁に参集要請を行い、体制強化を図る。>

○設置場所：原則として原子力利用省庁執務室等

○構成：

チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁大臣

事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）

事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任）

機能班：総括班

（以下略）

③ 関係局長等会議

○開催場所：原則としてERC又は官邸（危機管理センター）

○構成：

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

議長代理：規制庁次長（以下略）

構成員：内閣官房危機管理審議官

内閣審議官（内閣情報調査室）

内閣審議官（内閣広報室）

（中略）

総務省大臣官房自然災害等対策総括官

（以下略）

④ 関係省庁事故対策連絡会議

○設置場所：原則としてERC

○構成：

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

関係省庁：被災者支援チーム内閣府担当参事官

（中略）

厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室長

（以下略）

⑤ モニタリング調整会議（略）

○開催場所：原則としてERC

○設置場所：原則として原子力利用省庁執務室等

○構成：チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁大臣

事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）

事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任）

事務局機能班：総括班

（以下略）

③ 関係局長等会議

○開催場所：原則としてERC又は官邸（危機管理センター）

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

議長代理：規制庁次長（以下略）

構成員：内閣官房危機管理審議官

内閣審議官（内閣情報調査室）

内閣広報官

（中略）

総務省大臣官房総括審議官

（以下略）

④ 関係省庁事故対策連絡会議

○設置場所：原則としてERC

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

関係省庁：被災者支援チーム内閣府担当参事官

（中略）

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長

（以下略）

⑤ モニタリング調整会議

○開催場所：原則としてERC

○構成:

議長: 環境大臣

副議長: 環境副大臣(又は環境大臣政務官)

事務局長: 規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

(以下略)

構成員: 内閣府政策統括官(原子力防災担当)

被災者支援チーム事務局長補佐

消費者庁食品衛生・技術審議官

(以下略)

○事務: 放射線班は、関係機関との連絡・調整、資料の作成、報道機関対応、庶務等を行う。

○機能: モニタリングに関する総合調整を行う。

2 現地(略)

第2節 応急対策業務

[組織に関する業務]

1～2(略)

3 原災現地本部の移転等変更手続

4 被災者支援チームの設置

5 原災本部会議の開催

6 原災本部長の権限及びその行使の考え方

7 関係局長等会議の開催

8 原子力災害合同対策協議会全体会議の開催

[オンラインサイト関連業務]

9 プラント情報集約<プラント班>

10 オンサイトの事故収束活動<規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実働対処班>

○構成:議長: 環境大臣

副議長: 環境副大臣(又は環境大臣政務官)

事務局長: 規制庁長官官房放射線防護グループ長
(以下略)

構成員: 内閣府政策統括官(原子力防災担当)

被災者支援チーム事務局長補佐

(以下略)

○事務: 放射線班は、関係機関との連絡・調整、資料の作成、報道機関対応、庶務等を行う。

○機能: モニタリングに関する総合調整を行う。

2 現地(略)

第2節 応急対策業務

[組織に関する業務]

1～2(略)

3 原災本部会議の開催(4へ移設)

4 関係局長等会議の開催(6へ移設)

5 原災本部長の権限及びその行使の考え方

6 U P Z外の地方公共団体への協力要請(削除)

7 原子力災害合同対策協議会の開催

8 被災者支援チームの設置(3へ移設)

9 その他事項(削除)

[オンラインサイト関連業務]

10 プラント情報集約<プラント班>

11 オンサイトの事故収束活動<規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実働対処班>

1.1 実働組織の活動<規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班>
[オフサイト関連業務]
1.2 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有<放射線班>
1.3 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理
<統括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班>
1.4 安定ヨウ素剤の服用
1.5 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護<プラント班、オフサイト総括班、複合災害調整班>
1.6 緊急輸送（バス等避難手段の手配）<実動対処班、住民安全班>
1.7 原子力災害医療活動<医療班>
1.8 健康調査・管理<医療班>
1.9 警戒区域等への一時立ち入り等<住民支援班>
2.0 緊急物資の調達・供給等<実動対処班、住民安全班、住民支援班>
2.1 飲食物の摂取制限・出荷制限<放射線班>
2.2 放射性物質による環境の汚染への対処<放射線班>
2.3 経済・産業等への対応等（各省庁）
2.4 原子力被災者の避難・受入先の確保<住民支援班>
[共通・その他事項]
2.5 広報・情報発信活動<広報班、国際班、広報・国際班>
2.6 海外等からの支援の受入れ<国際班、プラント班、実動対処班、広報・国際班、放射線班>
2.7 行政文書の作成等、記録の保存<総括班>

1 原子力緊急事態宣言の発出

【フェーズ1：初動対応】

(1) 原子力緊急事態の認定等

- ① 委員会が規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったことを認定した場合は、規制庁は、内閣府（原子力防災担当）

1.2 実働組織の活動<規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班>
[オフサイト関連業務]
1.3 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有<放射線班>
1.4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理
<統括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班>
1.5 安定ヨウ素剤の服用
1.6 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護<プラント班、オフサイト総括班、複合災害調整班>
1.7 緊急輸送（バス等避難手段の手配）<実動対処班、住民安全班>
1.8 原子力災害医療活動<医療班>
1.9 健康調査・管理<医療班>
2.0 警戒区域等への一時立ち入り等<住民支援班>
2.1 緊急物資の調達・供給等<実動対処班、住民安全班、住民支援班>
2.2 飲食物の摂取制限・出荷制限<放射線班>
2.3 放射性物質による環境の汚染への対処<放射線班>
2.4 経済・産業等への対応等（各省庁）
2.5 原子力被災者の避難・受入先の確保<住民支援班>
[共通・その他事項]
2.6 広報・情報発信活動<広報班、国際班、広報・国際班>
2.7 海外等からの支援の受入れ<国際班、プラント班、実動対処班、広報・国際班、放射線班>
2.8 行政文書の作成等、記録の保存<総括班>

1 原子力緊急事態宣言の発出

【フェーズ1：初動対応】

(1) 原子力緊急事態の認定等

- ① 委員会が規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったと判断した場合は、規制庁は、内閣府（原子力防災担当）と連

と連携して、直ちに原子力緊急事態発生の公示案（様式－4）、関係地方公共団体の長への指示案（様式－5）及び原子力緊急事態宣言案（様式－6）

を作成し、書面をもって内閣官房（事態）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。その際、緊急時モニタリング結果、避難手段等の住民避難に関する情報を添えて送付する。なお、送付に当たっては、その受信確認を可能な手段（テレビ会議システム、衛星電話等）により行う。

② 原子力緊急事態の認定後、委員会委員長又は委員会委員は、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員、内閣危機管理監及び規制庁長官又は規制庁長官が指定する規制庁職員の同席の下に、内閣総理大臣に対し、原子力緊急事態の状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、原子力緊急事態宣言の公示案及び関係地方公共団体の長への指示案等を上申する。ただし、原子力緊急事態の認定後、速やかに原子力緊急事態宣言を行なう必要があるため、事態の進展によっては、委員会の判断により、原子力緊急事態の認定を待たず、見込みの段階で内閣総理大臣への事前上申を行うこともあり得るものとする。

（以下略）

（2）（略）

（3）避難等に関する地方公共団体の長への指示

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言と同時に、原災法第15条第3項に基づき、PAZ内の道府県知事及び市町村長に対しては、避難及び安定ヨウ素剤の服用の指示を行う。また、UPZ内の道府県知事及び市町村長に対しては、屋内退避の実施及び避難度の防護措置の準備の指示を行う。

ERCチーム住民安全班は、指示内容及び避難経路や避難手段等の住民避難に関する情報を関係道府県の災害対策本部、PAZ内の地方公共団体及び現地住民安全班に伝達する。また、必要に応じて、事故現地対策本部長より、PAZ内の道府県知事又は市町村長へ伝達する。（以下略）

原災本部設置後、原災本部長は、必要に応じて、UPZ内の地方公共団体等に対して、避難等の防護措置を指示する。（以下略）

携して、直ちに原子力緊急事態発生の公示案（様式－4、様式－6）及び関係地方公共団体の長への指示案（様式－5）を作成し、書面をもって内閣官房（事態）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。その際、緊急時モニタリング結果、避難手段等の住民避難に関する情報を添えて送付する。なお、送付に当たっては、その受信確認を可能な手段（テレビ会議システム、衛星電話等）により行う。

② 委員会委員長又は委員会委員は、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員、内閣危機管理監及び規制庁長官又は規制庁長官が指定する規制庁職員の同席の下に、内閣総理大臣に対し、原子力緊急事態の状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、原子力緊急事態宣言の公示案及び関係地方公共団体の長への指示案等を上申する。ただし、原子力緊急事態の認定後、原子力緊急事態宣言については、速やかに行なう必要があるため、事態の進展によっては、委員会の判断により、原子力緊急事態の認定を待たず、見込みの段階で内閣総理大臣への事前上申を行うこともあり得るものとする。

（以下略）

（2）（略）

（3）避難等に関する地方公共団体の長への指示

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言と同時に、原災法第15条第3項に基づき、PAZ内の道府県知事及び市町村長に対して避難及び安定ヨウ素剤の服用の指示を行う。また、UPZ内の道府県知事及び市町村長に対して、屋内退避の実施及び避難度の防護措置の準備を指示する。

ERCチーム住民安全班は、指示内容及び避難経路や避難手段等の住民避難に関する情報を関係道府県の災害対策本部、PAZ内の地方公共団体及び現地住民安全班に伝達する。また、必要に応じて、事故現地対策本部長より、PAZ内の道府県知事又は市町村長へ伝達する。

原災本部設置後、原災本部長は、必要に応じて、UPZ内外の地方公共団体等に対して、避難等の防護措置を指示する。（以下略）

2 原災本部及び原災現地本部の設置

(1) 設置手続

①～②（略）

③ 内閣府（原子力防災担当）は、速やかに原災本部設置のための閣議請議書等の決裁手続を行い、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に提出する（様式-7、様式-8）。時間的猶予がない場合は、口頭で行い、手続きは、事後に行う。

④ 内閣府（原子力防災担当）は、閣議決定後、速やかに原災法第16条第2項及び同法第17条第10項の規定に基づき、原災本部及び原災現地本部の設置に係る告示（様式-9）ができるよう、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に依頼する。なお、原災現地本部の設置（様式-10）については、閣議決定後に原災本部長が決定する。

(2) 原災副本部長、原災本部員、原災本部職員及び原災現地本部員その他の職員の任命及び指名に係る手続

以下の①の任命及び指名は直ちに行い、手続は、事後に行うこととする。また決裁は、持ち回りで行っても構わない。

① 内閣府（原子力防災担当）は、原災法第17条第5項に基づく副本部長の指名並びに同条第7項第3号及び第8項に基づく原災本部員及び原災本部職員の任命のための決裁手続を行う（様式-11-1）。また、官邸チーム総括班は、同条第14項に基づく原災現地本部長、原災現地本部員その

2 原災本部及び原災現地本部の設置

【フェーズ1：初動対応】

(1) 設置手続

①～②（略）

③ 内閣府（原子力防災担当）は、速やかに原災本部設置のための閣議請議書等の決裁手続を行い、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に提出する。時間的猶予がない場合は、口頭で行い、手続きは、事後に行う（様式-7、様式-8）。

④ 内閣府（原子力防災担当）は、閣議決定後、速やかに原災法第16条第2項及び同法第17条第10項の規定に基づき、原災本部及び原災現地本部の設置に係る告示ができるよう、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に依頼する。（様式-9、様式-9-1）。

(2) 原災副本部長、原災本部員、原災本部職員及び原災現地本部員その他の職員の任命、指名に係る手続等

以下の①及び②の任命、指名は直ちに行い、手續は、事後に行うこととする。また決裁は、持ち回りで行っても構わない。

① 原災本部長は、内閣府官房長官、環境大臣及び委員会委員長のほか、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府特命担当大臣（防災）¹⁷及び、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるとときは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有にかかる場合にあっては経済産業大臣を、大学・研究機関等の所有に係る場合にあっては文部科学大臣を副本部長に充てる。（原災法第17条第5項）（様式-10）

② 内閣府（原子力防災担当）は、原災法第17条第7項及び第8項に基づく原災本部員及び原災本部職員の内閣総理大臣による任命のための決裁手続を行うとともに、同法第17条第14項に基づく原災現地本部長、原災現地本部員その他の職員の原災本部長による指名のための決裁手続を行

他の職員の指名のための決裁手続を行う（様式-11-2）。併せて、官邸チーム総括班は、同条第6項に基づく原災本部長の職務を代理する原災副本部長の順序の決定のための決裁手続を行う（様式-12）。

② 内閣府（原子力防災担当）は、関係省庁と協議の上、原災本部員、原災本部職員及び原災現地本部員その他職員の名簿をあらかじめ作成する。関係省庁は、異動があったときは、速やかに内閣府（原子力防災担当）に後任者を通知する。

③ 原災本部長の権限の行使等に係る決裁手続は、権限の行使等に係る決裁の考え方に基づき、作成を担当する担当官邸チーム機能班がこれを行うことを基本とする。

【権限の行使等に係る文書の決裁の考え方】

本部長の権限の行使等に係る文書の決裁手続については、当該文書の作成を担当する官邸チーム機能班※が行うことと基本とするが、官邸チーム総括班が代理し決裁事務を行うことができる。

※官邸チーム総括班…本部長の権限委任、業務関係者への防護措置の指示、

実施方針の作成

官邸チーム住民安全班…関係自治体への避難措置の指示

官邸チーム実動対処班…原子力災害派遣要請

等

（3）設置後の参集

① E R C総括班は、委員会が全面緊急事態に至ったことを確認した場合は、直ちに関係省庁に連絡を行い、原災本部機能班及び原災現地本部機能班の構成員となるべき職員を官邸、内閣府本府庁舎、E R C、現地等各拠点施設に参集させる。

② E R Cチーム実動対処班は、関係省庁がこれらの拠点施設に要員を参集させるに際し、迅速な参集を担保するため、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対し、ヘリコプター等による要員搬送を要請する。

う。（様式-10、様式-11）

③ 内閣府（原子力防災担当）は、関係省庁と協議の上、原災本部員、原災本部職員及び原災現地本部員その他職員の名簿をあらかじめ作成する。関係省庁は、異動があったときは、速やかに内閣府（原子力防災担当）に後任者を通知する。

④ 原災本部の事務は、内閣府（原子力防災担当）があらかじめ作成する決裁規定に基づき、官邸チーム総括班及びE R Cチーム総括班がこれを行う。

⑤ E R C総括班は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに関係省庁に連絡を行い、原災本部機能班及び原災現地本部機能班の構成員となるべき職員を官邸、内閣府本府庁舎、E R C、現地等各拠点施設に参集させる。

⑥ また、E R Cチーム実動対処班は、関係省庁がこれらの拠点施設に要員を参集させるに際し、迅速な参集を担保するため、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対し、ヘリコプター等による要員搬送を要請する。

（新設）

3 原災本部会議の開催（略）（5番へ移設）

3 原災現地本部の移転等変更手続

- ① 原災現地本部長は、あらかじめ定める基準に照らし、オフサイトセンターが使用できない場合にこれを代替することができる施設に原災現地本部の移転が必要と判断したときは、原災本部長に対し、代替することができる施設の場所への原災現地本部の移転を上申する。原災現地本部長の上申を受けて、原災本部長は、原災現地本部の移転を決定する。
- ② 原災本部長の決定を受けて、原災現地本部の名称、設置場所又は設置期間に変更が生じた場合、内閣府（原子力防災担当）は、原災現地本部の設置に係る告示を改正する告示を行うため、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に依頼する（様式-13）。

4 被災者支援チームの設置（8番から移設）

【フェーズ1：初動対応】

- (1) 設置手続
(略) (様式-14)
- (2) 主な任務
(中略)
・避難指示区域（原子力事業所における事態が深刻化した場合や放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合等、避難のための立退きを指示された区域のこと）等の見直し・再設定（移設）（以下略）
- (3) 構成員及び事務局体制¹⁷等（第4章第1節組織に記載）
- (4) (略)
- (5) 自治体支援チーム
(中略)
自治体支援チームは、被災地方公共団体等における被災者生活支援に関する支援ニーズの聞き取りや、被災地方公共団体に対して当該ニーズに対応する自治体支援チームの取組に関する情報提供を行う。

9 その他の事項（削除）

(1) 代替対策拠点施設の立ち上げ

原災現地本部長は、あらかじめ定める基準に照らし、オフサイトセンターが使用できない場合にこれを代替することができる施設に原災現地本部の移転が必要と判断したときは原災本部長に対し、原災現地本部の移転を上申する。

原災本部長が原災現地本部長の移転を決定したときは、官邸チーム総括班は、原災本部長の決裁を受け、その旨を告示する（様式-23）

4 関係局長等会議の開催（略）（6番へ移設）

【フェーズ1：初動対応】

- (1) 設置手続
(略) (様式-23)
- (2) 主な任務
(中略)
・避難指示区域等の見直し・再設定
(以下略)
- (3) 構成員及び事務局体制の²¹等（第4章第1節組織に記載）
- (4) (略)
- (5) 自治体支援チーム
(中略)
自治体支援チームは、被災地方公共団体等における被災者生活支援に関する支援ニーズの聞き取りや、被災地方公共団体に対して当該ニーズに対応する自治体支援チームの取組みに関する情報提供を行う。

5 原災本部会議の開催

【フェーズ1：初動対応】

(1) 原災本部の運営等

原災本部長は、全体の情報の集約、事態の状況の共有及び迅速な緊急事態応急対策の実施のため、本部員による高度な調整が必要となる場合は、原災本部会議を開催する。

原災本部会議では、原災法第18条に基づき、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成を行うとともに、(様式-15)、原災法第20条に基づき以下の事項等に関し、政府の対応の総合調整を行う。

① 原子力施設の事故収束のための措置（オンサイト対応）に関して、原子力事業者の自主的な取組による応急対策の実施に加えて、なお必要がある場合における原子力事業者への指示に関すること¹⁸。

② 住民避難等の措置（オフサイト対応）に関する関係地方公共団体への指示に関すること。

③ その他、緊急事態応急対策を実施するにあたり、本部員による高度な調整を要するような重要事項の決定に関すること。

（以下略）

(2) 原災本部会議の議事等の公開

原災本部会議の議事等の公開に関しては、以下のとおり対応する。

① 原災本部会議の議事は、原則非公開とし、会議終了後、会議の模様を記者ブリーフィングすることを基本する。

② 原災本部会議における配布資料は原則公開する。（提出者が非公表を希望する場合は、公表しない。）

③ 原災本部会議の議事概要及び議事録は、会議終了後公表する。

④ 原災本部会議の内容を含め、官邸、内閣府本府庁舎、ERC、原災現地本部、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関の情報共有については、可能な限りテレビ会議を通じてリアルタイムで行うも

3 原災本部会議の開催

【フェーズ1：初動対応】

○原災本部の運営等

原災本部長は、全体の情報を集約し、事態の認識を共有し、迅速に緊急事態応急対策を実施するため、原災本部会議を開催する。

原災本部においては、原災法第18条に基づき、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成を行うとともに、(様式-12)、以下の事項等に関し、政府の対応の総合調整を行う。

① 原子力施設の事故収束のための措置（オンサイト対応）に関して、原子力事業者の自主的な取組による応急対策の実施に加えて、なお必要がある場合における原子力事業者への指示に関すること¹⁸。

② 住民避難等の措置（オフサイト対応）に関する関係地方公共団体への指示に関すること

（以下略）

（新設）

○ 原災本部会議の公開等に関しては以下のとおり対応する。

① 原災本部会議の議事は、原則非公開とし、会議終了後、会議の模様を記者ブリーフィングすることを基本する。

② 原災本部会議における配布資料は原則公開する。（提出者が非公表を希望する場合は、公表しない。）

③ 原災本部会議の議事概要及び議事録は、会議終了後公表する。

④ 原災本部会議の内容を含め、官邸、内閣府本府庁舎、ERC、原災現地本部、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関の情報共有については、可能な限りテレビ会議を通じてリアルタイムで

のとする。

6 原災本部長の権限及びその行使の考え方

原災法第20条に基づく原災本部長の権限は主に以下の事項がある。その行使に当たっては、書面での対応を原則とするが、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとする その場合、官邸チーム及びERCチームの各機能班は、その記録を残すものとし、事後に指示文書等を発出するものとする。

行うものとする。

5 原災本部長の権限及びその行使の考え方

【フェーズ1：初動対応】

原災本部長の権限の行使 (【原災法に基づく原災本部長の権限（第20条）に係る主な事項】 参照) に当たっては、原則として書面での対応を行うものとする。緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとする。

ただし、当該権限の行使においては、官邸チーム及びERCチームの各機能班は、その記録を残すものとし、事後に指示文書等を発出するものとする。

【原災法に基づく原災本部長の権限に係る主な事項】

(1) 緊急事態応急対策等に関する実施方針の作成 (原災法第18条第1項)
緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成を行う。

(2) (削除)

(2) 防衛大臣に対する部隊等の派遣の要請 (原災法第20条第4項)

原災本部長が防衛大臣に対する部隊等の派遣の要請を行う旨を決定した場合、官邸チームの実動対処班は、必要に応じてERCチーム実動対処班の協力を得て、以下の①から④の事項を明らかにした書面により要請を行う。(様式-16)

(以下略)

【原災法に基づく原災本部長の権限（第20条）に係る主な事項】

(1) 指定行政機関の長から原災法第19条の規定により、権限の全部または、一部を委任された職員の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使についての調整

(2) 緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認める場合における、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに原災法第19条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対する必要な指示

(3) 緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため自衛隊の支援を要請する必要があると認められる場合における、防衛大臣に対する、自衛隊法第8条に規定する部隊等の派遣の要請

原災本部長が、防衛大臣に対する部隊等の派遣の要請を行う旨を決定した場合、官邸チームの実動対処班は、必要に応じてERCチーム実動対処班の協力を得て、以下の①から④の各事項を明らかにした書面(様式-13)により、要請を行う。なお、各事項で最低限明らかにすべき具体的な内容は、以下の記載のとおりとする。

(以下略)

(3) 原子力緊急事態宣言に係る公示事項の変更 (原災法第20条第6項)

原子力緊急事態宣言において公示された原災法第15条第2項第1号（緊急事態応急対策実施区域）及び第3号（緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し、周知させるべき事項）に掲げる事項についての変更があった場合は、原災本部長は、その旨を公示することにより変更する。このとき、原災本部長は、関係地方公共団体の長に対し、変更に伴う必要な指示をすることができる。

(4) 権限の全部又は一部の原災副本部長への委任 (原災法第20条第8項)

原災本部長はの権限の全部又は一部を原災副本部長に委任する場合、官邸チーム総括班は、原災本部長の決裁を受け（様式-17）、その旨を告示する（様式-18）

(5) 権限の一部の原災現地本部長への委任 (原災法第20条第9項)

原災本部長の権限の一部を原災現地本部長に委任する場合、官邸チーム総括班は、原災本部長の決裁を受け（様式-17）、その旨を告示する。（様式-18）

7 関係局長等会議の開催

議長（内閣府政策統括官（原子力防災担当））は、各省幹部による調整が必要となる場合には、関係局長等会議を開催し、総合調整を行う。当該事務は、官邸チーム総括班が行う。議長は、必要に応じ、内閣危機管理監の会議への出席を求めることができる。

8 原子力災害合同対策協議会全体会議の開催

○開催場所：原則としてオフサイトセンター（移動）

○目的：（略）

○構成：

議長：原災現地本部長

(4) 原子力緊急事態宣言に係る公示事項の変更

原子力緊急事態宣言において公示された原災法第15条第2項第1号（緊急事態応急対策実施区域）及び第3号（緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し、周知させるべき事項）に掲げる事項についての変更があった場合は、原災本部長は、その旨を公示することにより変更することができる。（様式-14）このとき、原災本部長は、関係地方公共団体の長に対し、変更に伴う必要な指示をすることができる。（様式-15）

(5) 権限の全部又は一部の原子力災害対策副本部長への委任

原災本部長はの権限の全部又は一部を原災副本部長に委任する場合、内閣府（原子力防災担当）は、原災本部長の決裁を受け（様式-18）、その旨を告示する（様式-19）

(6) 権限の一部の原災現地本部長への委任

原災本部長の権限の一部を原災現地本部長に委任する場合、内閣府（原子力防災担当）は、原災本部長の決裁を受け（様式-18）、その旨を告示する。（様式-19）

6 U P Z外の地方公共団体への協力要請（削除）

4 関係局長等会議の開催

【フェーズ1：初動対応】

議長（内閣府政策統括官（原子力防災担当））は、関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策等の実施に關し、関係行政機関の総合調整を行う。当該事務は、官邸チーム総括班が行う。議長は、必要に応じ、内閣危機管理監の会議への出席を求めることができる。

7 原子力災害合同対策協議会の開催

【フェーズ1：初動対応】（略）

（1）全体会議

○目的（略）

○構成：事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）
構成員：原災現地本部員その他の職員
(以下略)

9 プラント情報集約（略）

10 オンサイトの事故収束活動＜規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班＞（規制庁、関係省庁）（略）

11 実動組織の活動＜規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班＞（規制庁、関係省庁）（略）

12 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有＜放射線班＞（規制庁等）（略）

（1）①～②（略）

③ 緊急時モニタリングの結果の集約、評価及び公表

緊急時モニタリングセンターは、その結果をとりまとめ、妥当性を判断した後、E R Cチーム放射線班に送付する。（以下略）

【フェーズ2】

（1）緊急時モニタリングの実施及び支援（略）

13 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 ＜総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班＞（内閣府、規制庁等各省庁）

【フェーズ1】

（1）（中略）

また、E R Cチーム住民安全班は、E R Cチーム広報班の協力を得て、委員会ホームページ等に指示等を掲載する。なお、指示等の伝達に際し、緊急性を

構成員：原災現地本部長

原災現地本部員その他の職員
(以下略)

8 被災者支援チームの設置（3へ移設）

9 その他事項（削除）

10 プラント情報集約（略）

11 オンサイトの事故収束活動＜規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班＞（規制庁、関係省庁）（略）

12 実動組織の活動＜規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班＞（規制庁、関係省庁）（略）

13 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有＜放射線班＞（規制庁等）（略）

（1）①～②（略）

③ 緊急時モニタリングの結果の集約、評価及び公表

緊急時モニタリングセンターは、その結果をとりまとめ、不適切な結果がないことを確認し、E R Cチーム放射線班に送付する。（以下略）

【フェーズ2】

（1）緊急時モニタリングの実施及び支援（略）

14 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 ＜総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班＞（内閣府、規制庁等各省庁）

【フェーズ1】

（1）（中略）

また、E R Cチーム住民安全班は、E R Cチーム広報班の協力を得て、委員会ホームページ等に指示等を掲載する。なお、指示等の伝達に際し、緊急性を

要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に官邸チーム住民安全班から文書を発出するものとする。

(以下略)

(2) (略)

(3) 避難・一時移転の防護措置に係る準備

① 避難・一時移転の対象区域の特定

(中略)

E R Cチーム住民安全班は、当該モニタリングポストに対応する避難・一時移転の対象区域を特定し、オフサイト総括の了承を得た後、指示案について該当する都道府県及び市町村の災害対策本部に照会する。

(以下略)

(4) 避難・一時移転の防護措置の実施

オフサイト総括の統括の下、E R Cチーム住民安全班は、避難・一時移転の対象区域、公示案及び指示案（様式－19、様式－20）について、官邸チーム住民安全班を通じて原災本部長に上申し、指示案等を決定する。（以下略）

(5) U P Z外の地方公共団体の協力体制

原災本部は、U P Z外の地方公共団体に対して、P A Z及びU P Z内の地方公共団体から避難してきた住民等の受け入れ及びP A Z及びU P Z内の地方公共団体における防護措置（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力を都道府県の災害対策本部、一時移転等の対象となった地方公共団体及び現地住民安全班を通じて要請する（防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。）。（以下略）

(6) (略)

(7)

① (略)

② 輸送手段の確保

地方公共団体は、必要に応じ、原災現地本部を通じて、緊急輸送関係省庁

要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を発出するものとする。

(以下略)

(2) (略)

(3) 避難・一時移転の防護措置に係る準備

① 避難・一時移転の対象区域の特定

(中略)

E R Cチーム住民安全班は、当該モニタリングポストに対応する避難・一時移転の対象区域を特定し、オフサイト総括の了承を得た後、該当する都道府県及び市町村の災害対策本部に照会する。

(以下略)

(4) 避難・一時移転の防護措置の実施

オフサイト総括の統括の下、E R Cチーム住民安全班は、避難・一時移転の対象区域及び指示案について、官邸チーム住民安全班を通じて原災本部長に上申し、指示案を決定する。（以下略）

(5) U P Z外の地方公共団体の協力体制

E R Cチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部、一時移転等の対象となった地方公共団体及び現地住民安全班を通じて、U P Z外の地方公共団体に対して、P A Z及びU P Z内の地方公共団体から避難してきた住民等の受け入れ及びP A Z及びU P Z内の地方公共団体における防護措置（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力を要請する（防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。）。（以下略）

(6) (略)

(7)

① (略)

② 輸送手段の確保

地方公共団体は、必要に応じ、原災現地本部を通じて、緊急輸送関係省庁

に輸送の依頼を行う（「1.6 緊急輸送」を参照）。国は、地方公共団体からの緊急輸送の依頼について必要な対応を図る（「1.6 緊急輸送」を参照）。

（8）警戒区域の設定

・原災本部長は避難指示区域内に残留し、又は立入りを行う居住者等が一度に大量の放射線を被ばくする場合等生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるときは、警戒区域（市町村が原災法第28条第2項により読み替えられて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条に基づき立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる区域をいう。以下同じ。）を設定するよう関係地方公共団体の長に対して指示を発出し、公示する。

（以下略）

【フェーズ2】

（1）追加的避難措置（警戒区域、避難指示区域の設定等）（略）

1.4 安定ヨウ素剤の服用<医療班>（規制庁）

（中略）

指示内容が決定したら、官邸チーム医療班は、ERCチーム医療班及び現地医療班経由で関係地方公共団体の長に対し、指示について伝達する。

（様式-2.1）

（以下略）

1.5 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護<プラント班、オフサイト総括班、複合災害調整班>

（1）防災業務関係者の防護措置

（中略）

① 全面緊急事態が発生した直後

全面緊急事態が発生した直後には、原災本部長の指示において示す区域（原子力災害対策重点区域及び同区域外であって防護措置等が必要と判断された

に輸送の依頼を行う（「1.7 緊急輸送」を参照）。国は、地方公共団体からの緊急輸送の依頼について必要な対応を図る（「1.7 緊急輸送」を参照）。

（8）警戒区域の設定

・原災本部長は、原子力事業所における事態が深刻化した場合や放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合等、避難のための立退きを指示された区域（以下「避難指示区域」という。）内に残留し、又は立入りを行う居住者等が一度に大量の放射線を被ばくする場合等生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるときは、警戒区域（市町村が原災法第28条第2項により読み替えられて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条に基づき立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる区域をいう。以下同じ。）を設定するよう関係地方公共団体の長に対して指示を発出し、公示する。

（以下略）

【フェーズ2】

（1）追加的避難措置（警戒区域、避難指示区域の設定等）（略）

1.5 安定ヨウ素剤の服用<医療班>（規制庁）

（中略）

指示内容が決定したら、官邸チーム医療班は、ERCチーム医療班及び現地医療班経由で関係地方公共団体の長に対し、指示について伝達する。

（様式-1.6）

（以下略）

1.6 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護<プラント班、オフサイト総括班、複合災害調整班>

（1）防災業務関係者の防護措置

（中略）

① 全面緊急事態が発生した直後

全面緊急事態が発生した直後には、原災本部長の指示において示す区域（原子力災害対策重点区域及び同区域外であって防護措置等が必要と判断された

区域)で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防護措置等を行う。[\(様式-2 2-1\)](#)

(以下略)

② 防災業務関係者が防護装備類の装着等を実施する段階

原子力施設の状況により、放射性物質の放出に備え、防護装備類の装着等が必要とされた場合には、原災本部長の指示において示す区域(原子力災害対策重点区域及び同区域外であって防護措置等が必要と判断された区域)で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防護措置等を行う。[\(様式-2 2-2\)](#)

(以下略)

③ (略)

④ 放射性物質の沈着後

原災本部長がO I Lに基づく住民等の防護措置の指示を行った後には、原子力災害対策重点区域の屋外又は、O I L 1若しくはO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域(原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。)の屋外で活動する防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防災措置等を行う。[\(様式-2 2-3\)](#)

(以下略)

(2) (略)

(3) 自然災害と複合災害の対応

① 自然災害との複合災害により、政府本部が設置されている場合は、各本部長が所掌する災害の対応に従事する防災業務関係者に対して防護措置を指示する。政府本部が防護措置を指示するにあたり、原災本部は、(1)に示す緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の防護措置に準じて、自然災害による被災者の救助を行う実働組織の人員その他の防災業務関係者の防護措置を立案し、政府本部に対して助言及び支援を行う。指示文については両本部長連名とする。[\(様式-2 2-4\)](#)

(以下略)

② (略)

区域)で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防護措置等を行う。[\(様式-1 7-1\)](#)

(以下略)

② 防災業務関係者が防護装備類の装着等を実施する段階

原子力施設の状況により、放射性物質の放出に備え、防護装備類の装着等が必要とされた場合には、原災本部長の指示において示す区域(原子力災害対策重点区域及び同区域外であって防護措置等が必要と判断された区域)で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防護措置等を行う。[\(様式-1 7-2\)](#)

(以下略)

③ (略)

④ 放射性物質の沈着後

原災本部長がO I Lに基づく住民等の防護措置の指示を行った後には、原子力災害対策重点区域の屋外又は、O I L 1若しくはO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域(原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。)の屋外で活動する防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防災措置等を行う。[\(様式-1 7-3\)](#)

(以下略)

(2) (略)

(3) 自然災害と複合災害の対応

① 自然災害との複合災害により、政府本部が設置されている場合は、各本部長が所掌する災害の対応に従事する防災業務関係者に対して防護措置を指示する。政府本部が防護措置を指示するにあたり、原災本部は、(1)に示す緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の防護措置に準じて、自然災害による被災者の救助を行う実働組織の人員その他の防災業務関係者の防護措置を立案し、政府本部に対して助言及び支援を行う。指示文については両本部長連名とする。[\(様式-1 7-4\)](#)

(以下略)

② (略)

<p><u>1.6</u> 緊急輸送（バス等避難手段の手配）<実動対処班、住民安全班>（内閣府、規制庁、緊急輸送関係省庁等）（略）</p> <p><u>1.7</u> 原子力災害医療活動<医療班>（規制庁、文部科学省、厚生労働省）（略）</p> <p><u>1.8</u> 健康調査・管理<医療班>（環境省、規制庁、厚生労働省）（略）</p> <p><u>1.9</u> 警戒区域等への一時立入り等<住民支援班>（内閣府、規制庁、警察庁、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省、防衛省等各省庁）（略）</p> <p><u>2.0</u> 緊急物資の調達・補給等<実動対処班、住民安全班、住民支援班>（内閣府、規制庁、物資<u>関係</u>省庁等）（中略） 給水：<u>国土交通省</u> （以下略）</p> <p><u>2.1</u> 飲食物の摂取制限・出荷制限 <放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）>（厚生労働省、農林水産省等）（略）</p> <p><u>2.2</u> 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）>（環境省等）（略）</p> <p><u>2.3</u> 経済・産業等への対応等（各省庁）（略）</p> <p><u>2.4</u> 原子力被災者の避難・受入先の確保<住民支援班>（内閣府、国土交通省）（略）</p> <p><u>2.5</u> 広報・情報発信活動<広報班、国際班、広報・国際班>（規制庁）（略） 【フェーズ1】 (1)～(2)（略）</p>	<p><u>1.7</u> 緊急輸送（バス等避難手段の手配）<実動対処班、住民安全班>（内閣府、規制庁、緊急輸送関係省庁等）（略）</p> <p>【フェーズ1】</p> <p><u>1.8</u> 原子力災害医療活動<医療班>（規制庁、文部科学省、厚生労働省）（略）</p> <p><u>1.9</u> 健康調査・管理<医療班>（環境省、規制庁、厚生労働省）（略）</p> <p><u>2.0</u> 警戒区域等への一時立入り等<住民支援班>（内閣府、規制庁、警察庁、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省、防衛省等各省庁）（略）</p> <p><u>2.1</u> 緊急物資の調達・補給等<実動対処班、住民安全班、住民支援班>（内閣府、規制庁、物資<u>支援</u>省庁等）（中略） 給水：<u>厚生労働省</u> （以下略）</p> <p><u>2.2</u> 飲食物の摂取制限・出荷制限 <放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）>（厚生労働省、農林水産省等）（略）</p> <p><u>2.3</u> 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）>（環境省等）（略）</p> <p><u>2.4</u> 経済・産業等への対応等（各省庁）（略）</p> <p><u>2.5</u> 原子力被災者の避難・受入先の確保<住民支援班>（内閣府、国土交通省）（略）</p> <p><u>2.6</u> 広報・情報発信活動<広報班、国際班、広報・国際班>（規制庁）（略） 【フェーズ1】 (1)～(2)（略）</p>
--	--

<p>【フェーズ2】</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>2.6 海外等からの支援受入れ <国際班、プラント班、実動対処班、広報・国際班、放射線班> (規制庁等) (略)</p> <p>2.7 行政文書の作成等、記録の保存<総括班> (略)</p>	<p>【フェーズ2】</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>2.7 海外等からの支援受入れ <国際班、プラント班、実動対処班、広報・国際班、放射線班> (規制庁等) (略)</p> <p>2.8 行政文書の作成等、記録の保存<総括班> (略)</p>
<p>第3節 体制の変更</p> <p>1 全面緊急事態が解消した場合 (略)</p> <p>(1) 原子力緊急事態解除宣言の発出 ④ (中略) (<u>様式-2.3</u>)</p>	<p>第3節 体制の変更</p> <p>1 全面緊急事態が解消した場合 (略)</p> <p>(1) 原子力緊急事態解除宣言の発出 ④ (中略) (<u>様式-2.4</u>)</p>
<p>第2編 事後対策業務</p> <p>第1章 事後対策業務</p> <p>第1節 組織 (略)</p> <p>1 中央 (中略)</p> <p>(1) 原災本部<原則として設置場所はフェーズ2と同様> ①~③ (略) ④関係省庁事後対策連絡会議 ○開催場所：原則としてE R C ○構 成： 議 長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当） 構 成 員：被災者支援チーム内閣府担当参事官 (中略)</p>	<p>第2編 事後対策業務</p> <p>第1章 事後対策業務</p> <p>第1節 組織 (略)</p> <p>1 中央 (中略)</p> <p>(1) 原災本部<原則として設置場所はフェーズ2と同様> ①~③ (略) ④関係省庁事後対策連絡会議 ○開催場所：原則としてE R C ○構成員は、以下を基準とする。 議 長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当） 構成員：被災者支援チーム内閣府担当参事官 (中略)</p>
<p>厚生労働省大臣官房厚生科学課<u>災害等危機管理対策</u>室長</p>	<p>厚生労働省大臣官房厚生科学課<u>健康危機管理・災害対策</u>室長</p>

<p>(以下略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>2 現地(略)</p> <p>第2節 事後対策業務</p> <p>1 関係省庁事後対策連絡会議の開催 (略)</p> <p>[その他の業務]</p> <p>第1編第4章第2節 応急対策業務を参照</p> <p>(以下略)</p> <p>第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員</p> <p>第1章 機能班別業務</p> <p>1 各拠点別の基本的な役割</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③広報班</p> <p>(略)</p>	<p>(以下略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>2 現地(略)</p> <p>第2節 事後対策業務</p> <p>1 関係省庁事後対策連絡会議の開催</p> <p>[その他の業務]</p> <p>第1編第4章第2節 応急対策業務を参照 <u>されたい。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員</p> <p>第1章 機能班別業務</p> <p>1 各拠点別の基本的な役割</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③広報班</p> <p>(略)</p>
<p>官邸チーム 原災本部 事務局 広報班</p>	<p>官邸チーム 原災本部 事務局 広報班</p>

- ・総理、官房長官会見資料の作成・取りまとめ(ERCチーム広報班が必要に応じて資料作成を補助)
- ・総理、官房長官会見等での応答要領の作成
- ・内閣広報室との記者会見に係る連携
- ・総理、官房長官及び会見に同席する内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員及び規制庁審議官等への記者会見資料に関する説明
- ・総理、官房長官等の会見録の作成
- ・会見資料及び会見録等のERCチーム広報班への情報共有

④～⑤ (略)

- ・総理、官房長官会見資料の作成・取りまとめ(ERCチーム広報班が必要に応じて資料作成を補助)
- ・総理、官房長官会見等での応答要領の作成
- ・内閣広報室との記者会見の開催調整
- ・総理、官房長官及び会見に同席する内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員及び規制庁審議官等への記者会見資料に関する説明
- ・総理、官房長官等の会見録の作成
- ・会見資料及び会見録等のERCチーム広報班への情報共有

④～⑤ (略)

ERCチームオフサイト総括班 原災本部事務局	⑥オフサイト総括班 (略)	⑥オフサイト総括班 (略)
	<ul style="list-style-type: none"> ○総括担当業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ERCチームオフサイト系機能班との情報共有 ・ERCチームオフサイト系機能班が作成する各種の計画案、指示文書等確認、必要に応じた指示や助言についてオフサイト総括の指示の下、対応する。 ・官邸チーム、現地各機能班、地方公共団体等との情報共有・調整 ・オフサイト関連の情報に関する資料の集約・共有 ・オフサイト関連の情報に関するクロノロジーの作成 ○プラント情報収集担当業務 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン総括及びERCチームプラント班からのプラント状況を収集し、必要に応じてERCチームプラント班へ状況確認を行う。 ○住民安全情報収集担当業務 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難に関する状況及びインフラや避難経路等の被災状況を収集して、ホワイトボードへ記入する。 ○機能班情報収集担当業 <ul style="list-style-type: none"> ・クロノロジー等から各機能班の活動状況を収集して、ホワイトボードへ記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○総括担当業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ERCチームオフサイト系機能班との情報共有 ・ERCチームオフサイト系機能班が作成する各種の計画案、指示文書等確認、必要に応じた指示や助言についてオフサイト総括の指示の下、対応する。 ・官邸チーム、現地チーム、地方公共団体等との情報共有・調整 ・オフサイト関連の情報に関する資料の集約・共有 ・オフサイト関連の情報に関するクロノロジーの作成 ○プラント情報収集担当業務 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン総括及びERCチームプラント班からのプラント情報を収集し、必要に応じてERCチームプラント班へ状況確認を行う。 ○住民安全情報収集担当業務 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難に関する状況及びインフラや避難経路等の被災状況を収集して、ホワイトボードへ記入する。 ○機能班情報収集担当業 <ul style="list-style-type: none"> ・クロノロジー等から各機能班の活動状況を収集して、ホワイトボードへ記入する。

⑦から⑪ (略)

(7) 被災者支援チームの役割

①～⑥ (略)

<p>第2章 要員配置 (参考3 改訂：新旧対照表 図表・要員指定表 参照))</p> <p>第3章 外部専門家要員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急事態対応対策委員 (略) 2 その他の専門家 (略) 3 緊急時モニタリング要員及び資機材 (略) 4 原子力災害医療に係る専門家 (略) <p>第4編</p> <p>第1章 複合災害への対応 (略)</p> <p>第2章 複数サイトにおける事故発生時の対応 (略)</p> <p>第3章 福島地域における初動対応の体制 (略)</p> <p>第4章 各省庁における参集要員の代替確保 (略) 各省庁は、人員が不足する場合や対応が長期化した場合に備えて、あらかじめ参集要員の代替要員を<u>確保する</u>とともにその代理順位を定めておくこととする。</p> <p>第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等 (中略) 地震・津波等の影響により関係地方公共団体がオフサイトセンターに参集できない場合には、テレビ会議システムによる原子力災害合同対策協議会<u>の参加</u>など柔軟に対処するとともに、緊急輸送関係省庁と連携し、人員や物資の輸送を行う。</p>	<p>第2章 要員配置 (参考3 改訂：新旧対照表 図表・要員指定表 参照))</p> <p>第3章 外部専門家要員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急事態対応対策委員 (略) 2 その他の専門家 (略) 3 緊急時モニタリング要員及び資機材 (略) 4 原子力災害医療に係る専門家 (略) <p>第4編</p> <p>第1章 複合災害への対応 (略)</p> <p>第2章 複数サイトにおける事故発生時の対応 (略)</p> <p>第3章 福島地域における初動対応の体制 (略)</p> <p>第4章 各省庁における参集要員の代替確保 各省庁は、人員が不足する場合や対応が長期化した場合に備えて、あらかじめ参集要員の代替要員を<u>保する</u>とともにその代理順位を定めておくこととする。</p> <p>第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等 (中略) 地震・津波等の影響により関係地方公共団体がオフサイトセンターに参集できない場合には、テレビ会議システムによる原子力災害合同対策協議会<u>の参加</u>など柔軟に対処するとともに、緊急輸送関係省庁と連携し、人員や物資の輸送を行う。</p>
---	--

第6章 各種感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方（略）

第5編 資料・各種様式

第1章 各種様式

第1節 警戒事態

(様式-1-1)

※ 警戒事態に該当する事象が発生した場合の初動

要　　請（案）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

（PAZ及びUPZ内の道府県・市町村の長あて）

殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇〇（例××を震源とする地震）は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡体制の確立等に必要な体制をとるとともに、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力及び緊急時モニタリングの準備を始めるよう要請する。

第6章 各種感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方（略）

第5編 資料・各種様式

第1章 各種様式

第1節 警戒事態

(様式-1-1)

※ 警戒事態に該当する事象が発生した場合の初動

要　　請（案）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

（PAZ及びUPZ内の道府県・市町村の長あて）

殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇〇（例××を震源とする地震）は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡体制の確立の必要な体制をとるとともに、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力及び緊急時モニタリングの準備を始めるよう要請する。

(様式-1-2)

※ 様式-1-1 の要請文を発出した後に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合

要 請 (案)

(略)

○○原子力発電所○号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(略)

(注) 施設敷地緊急事態用避難者

「施設敷地緊急事態用避難者とは、P A Z 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。」

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

（以下略）

(様式-1-2)

※ 様式-1-1 の要請文を発出した後に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合

要 請 (案)

(略)

○○株式会社○○原子力発電所○号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(略)

(注) 施設敷地緊急事態用避難者

「施設敷地緊急事態用避難者とは、P A Z 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。」

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

（以下略）

(様式-1-3)

※ 様式-1-1 の要請文を発出する前に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合

要 請 (案)

(略)

○○原子力発電所○号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(記載例)

- ・ ○○電力株式会社○○原子力発電所のP A Z 及びU P Z に該当する○○道府県、◇◇道府県、××市町村及び△△市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。
- ・ ○○県及び◇◇県は、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンター立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始めること。 (以下略)

(中略)

(注) 施設敷地緊急事態用避難者

「施設敷地緊急事態用避難者とは、P A Z 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者 (災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。) (ロ又はハに該当する者を除く。) のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

(以下略)

(様式-1-3)

※ 様式-1-1 の要請文を発出する前に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合

要 請 (案)

(略)

○○株式会社○○原子力発電所○号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(記載例)

- ・ ○○電力株式会社○○原子力発電所のP A Z 及びU P Z に該当する○○道府県、◇◇道府県、××市町村及び△△市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。
- ・ ○○県及び◇◇県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンター立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始めること。 (以下略)

(中略)

(注) 施設敷地緊急事態用避難者

「施設敷地緊急事態用避難者とは、P A Z 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者 (災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。) (ロ又はハに該当する者を除く。) のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

(以下略)

第2節 施設敷地緊急事態

(様式-2)

人員等の輸送支援依頼について

(警察庁警備局長、消防庁長官、海上保安庁次長、防衛省統合幕僚監部総括官あて)〇〇〇〇殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。

記

1. 理由

(例)原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)へ参集するため

2. 期日及び経路

〇〇年〇月〇日〇時〇分 〇〇から 〇〇まで

3. 輸送支援希望

(1)人員

〇〇 〇〇(所属、氏名 を記載)

〇〇 〇〇(")

(2)資機材

別紙のとおり

第2節 施設敷地緊急事態

(様式-2)

〇〇〇〇(警察庁警備局長、消防庁長官、海上保安庁次長、防衛省統合幕僚監部総括官)殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

人員等の輸送支援依頼について

標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。

記

1. 理由

(例)原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)へ参集するため

2. 期日及び経路

〇〇年〇月〇日〇時〇分 〇〇から 〇〇まで

3. 輸送支援希望

(1)人員

〇〇 〇〇(所属、氏名 を記載)

〇〇 〇〇(")

(2)資機材

別紙のとおり

(様式-3)

要　請（案）

(略)

(記載例) (以下略)

(注) 施設敷地緊急事態用避難者

「施設敷地緊急事態用避難者とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。」

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項
第17号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）
のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

(以下略)

第3節 全面緊急事態（フェーズ1）

(様式-4)

(略)

(様式-3)

要　請（案）

(略)

(記載例) (以下略)

(注) 施設敷地緊急事態用避難者

「施設敷地緊急事態用避難者とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。」

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項
第15号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）
のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

(以下略)

第3節 全面緊急事態（フェーズ1）

(様式-4)

(略)

指 示 (案)

(略)

〇〇原子力発電所〇号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

(記載例)

- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Zの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し(別紙参照)、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。

(以下略)

(様式-5-別紙)

(略)

(様式-6)

(略)

(様式-7)

(略)

指 示 (案)

(略)

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

(記載例)

- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のP A Zの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。

(以下略)

(別紙)

(略)

(様式-6)

(略)

(様式-7)

(略)

(様式-8)

(様式-8)

(案)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について

〔令和〇〇年〇〇月〇〇日
閣議決定〕

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

記

（以下略）

(様式-9)

(略)

(様式-9-1)

(削除)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について

〔令和〇〇年〇〇月〇〇日
閣議決定案〕

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

記

（以下略）

(様式-9)

(略)

(案)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇原子力発電所事故に係る
原子力災害現地対策本部の設置について

令和〇〇年〇〇月〇〇日
原子力災害対策本部長決定

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第9項に基づき、下記のとおり、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部を設置する。

記

1. 現地本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部
- (2) 設置場所 〇〇県〇〇原子力防災センター
- (3) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

2. 現地本部の構成は、次のとおりとする。

- 現地本部長 原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員のうちから、原子力災害対策本部長が指名する者
- 現地本部員 原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員のうちから、原子力災害対策本部長が指名する者

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る
原子力災害現地対策本部の設置について

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇原子力災害対策本部長決定

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第9項に基づき、下記のとおり、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る原子力災害現地対策本部を設置する。

記

- (1) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る原子力災害現地対策本部
- (2) 設置場所 〇〇県〇〇原子力防災センター
- (3) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

※ (様式-10-1、様式-10-2、様式-10-3を元に修正)

(案)

令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇原子力発電所事故に係る
原子力災害対策副本部長等の指名等について

〔令和〇〇年〇〇月〇〇日
内閣総理大臣決裁〕

令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部について、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第17条第5項の規定により内閣総理大臣が原子力災害対策副本部長に指名する者並びに同条第7項第3号及び同条第8項の規定により内閣総理大臣が原子力災害対策本部員又は原子力災害対策本部の職員に任命する者は以下の者とする。

記

原子力災害対策副本部長

内閣府特命担当大臣(原子力防災) 〇〇〇〇

経済産業大臣 〇〇〇〇*1

文部科学大臣 〇〇〇〇*1

内閣府特命担当大臣(防災) 〇〇〇〇*2

原子力災害対策本部員

内閣府副大臣 〇〇〇〇 (必須)

内閣府大臣政務官 〇〇〇〇 (必須)

経済産業副大臣 〇〇〇〇*1

経済産業大臣政務官 〇〇〇〇*1

文部科学副大臣 〇〇〇〇*1

令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る
原子力災害対策副本部長の指名について

〔令和〇〇年〇〇月〇〇日
内閣総理大臣決裁〕

令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇電力株式会社〇〇発電所事故に係る原子力災害対策本部について、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第17条第5項に基づき、下記の者を原子力災害対策副本部長に指名する。

記

内閣府特命担当大臣(原子力防災) 〇〇〇〇

原子力利用省庁大臣 〇〇〇〇*1

内閣府特命担当大臣(防災) 〇〇〇〇*2

*1 原子力利用省庁大臣は、実際は「経済産業大臣」などとする。

*2 内閣府特命担当大臣(防災)は、自然災害との複合災害の場合の想定

(様式-10-2) (削除)

(様式-10-3) (削除)

文部科学大臣政務官 ○○○○*1

原子力災害対策本部の職員

別紙のとおり*3

*1 事故発生施設が民間企業所有の場合は「経済産業省」を、研究機関等所有の場合は「文部科学省」を選択する。支援チーム事務局長を務めるため本部員の任命は必須。

*2 内閣府特命担当大臣（防災）は、自然災害との複合災害の場合の想定。

*3 内閣府は、あらかじめ関係省庁と協議の上、本部の職員に充てることを予定する者の役職名に係るリストを作成する。また、更に本部の職員の任命を行う必要が生じた場合には、内閣府は、関係省庁に照会を行い、当該リストに記載の役職に就いている者その他必要な者の氏名及び所属元を取りまとめる。

(様式-1 1-2)

(案)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇原子力発電所事故に係る
原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名
について

(以下略)

(様式-1 1)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び
原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名について
(以下略)

(様式-12)

(案)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇原子力発電所事故に係る

原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長の順序について

〔令和〇〇年〇〇月〇〇日
原子力災害対策本部長決定〕

原子力災害対策特別措置法第17条第6項に規定する原子力災害対策本部長があらかじめ定める原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長の順序は、次の順のとおりとする。

内閣官房長官

環境大臣

原子力規制委員会委員長

内閣府特命担当大臣（原子力防災）

経済産業大臣*

文部科学大臣*

内閣府特命担当大臣（防災）

(様式-12)

(様式-15へ移設)

(様式-13)

(様式-16～移設)

(略)

(様式-23)

○内閣府告示第 号

「令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部」の設置場所を変更したので、令和〇年〇月〇日内閣府告示第〇号（原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件）の全部を次のように改正する。

令和 年 月 日

原子力災害対策本部長 ○○ ○○

一 原子力災害対策本部

(二) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部

(二) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）

(三) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

二 原子力災害現地対策本部

(二) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部

(二) 設置場所 変更後の施設

(三) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

(様式-13)

(様式-23から移設)

(案)

○内閣府告示第 号

「令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部」の設置場所を変更したので、令和〇年〇月〇日内閣府告示第〇号（原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件）の全部を次のように改正する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 ○○ ○○

一 原子力災害対策本部

(二) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部

(二) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）

(三) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

二 原子力災害現地対策本部

(二) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部

(二) 設置場所 変更後の施設

(三) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

<p style="text-align: right;">(様式-14) (様式-22から移設)</p> <p style="text-align: center;">(案)</p> <p>原子力被災者生活支援チームの設置について (原子力災害対策本部長決定)</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇月〇日 原子力災害対策本部長 〇〇 〇〇</p> <p>〇〇原子力発電所事故による原子力災害被災者の生活支援について、「令和〇〇年(〇〇〇〇年〇〇原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部)」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。 (以下略)</p> <p style="text-align: right;">(様式-15) (様式-12から移設)</p> <p style="text-align: center;">(案)</p> <p>緊急事態応急対策等に関する実施方針 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(様式-14) (様式-19へ移設) (略) (様式-22) (様式-14へ移設)</p> <p>原子力被災者生活支援チームの設置について (原子力災害対策本部長決定)</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇月〇日 原子力災害対策本部長 〇〇 〇〇</p> <p>(原子力施設名称)の事故による原子力災害被災者の生活支援について、「(原子力災害対策本部名称)」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。 (以下略)</p> <p style="text-align: right;">(様式-15) (様式-20へ移設) (様式-12)</p> <p>緊急事態応急対策等に関する実施方針 (略)</p>
---	---

(様式-1_6)

(様式-1_3から移設)

要 請 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛大臣 殿

原子力災害対策本部長 名

自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請について（要請）

（中略）

4 その他参考となるべき事項

※活動に資する具体的な内容について下記を例に記載

- ・派遣要請に係る調整窓口（担当課、担当官（電話及びファクシミリ番号）
- ・事故施設の図面、施設建物等の配置、被害状況、予測される事態の推測など、活動に際しての安全確保のために必要な事項の掲示要領
- ・派遣部隊に対する事故状況の伝達要領

(様式-1_6)

(様式-2_1～移設)

(様式-1_3)

(様式-1_6～移設)

府政原防第〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛大臣 殿

原子力災害対策本部長 名

自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請について（要請）

（中略）

4 その他参考となるべき事項

(1) 本派遣要請に関する調整窓口

対策本部窓口：・・・

現地対策本部窓口：・・・

(2) ・・・

(様式-1_7-1) (様式-2_2-1～移設)

(様式-1_7-2) (様式-2_2-2～移設)

(様式-1_7-3) (様式-2_2-3～移設)

(様式-1_7-4) (様式-2_2-4～移設)

(様式-17)

※(様式-18、様式-20を組み合わせ修正)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

原子力災害対策本部長 名

(案)

令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇原子力災害対策本部長の権限の委任について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第8項及び第9項の規定に基づき、令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部長の権限を以下のとおり委任する。

記

原子力災害対策特別措置法第20条に規定する令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策本部長の権限のうち、

-
-
-

を令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害対策副本部長の権限のうち、〇〇大臣に、

-
-
-

を令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任する。

(様式-18、-20)

(様式-17へ移設)

府政原防第〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

原子力災害対策本部長 名

令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について
(以下略)

<p style="text-align: right;">(様式-18) (様式-19から移設) (略)</p> <p style="text-align: right;">(様式-19) (様式-14から移設) (略)</p> <p style="text-align: right;">(様式-20) (様式-15から移設)</p> <p>指示 (案)</p> <p>(中略)</p> <p>○○原子力発電所○号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20号第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">(様式-21) (様式-16から移設) (案)</p> <p>安定ヨウ素剤服用の指示</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日 (以下略)</p>	<p style="text-align: right;">(様式-19) (様式-18へ移設) (略)</p> <p style="text-align: right;">(様式-21) (削除) (様式-15) (様式-20へ移設)</p> <p>指示 (案)</p> <p>(中略)</p> <p>○○電力株式会社○○原子力発電所○号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20号第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">(様式-16) (様式-21へ移設)</p> <p>安定ヨウ素剤服用の指示</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日 (以下略)</p>
--	---

(様式-2 2-1)

(様式-1 7-1 から移設)

指 示 (案)

(略)

○○原子力発電所第○号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

（以下略）

(様式-2 2-2)

(様式-1 7-2 から移設)

指 示 (案)

(略)

○○原子力発電所第○号機については、放射性物質の放出に備え、防護装備類の装着等が必要とされたことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

（以下略）

(様式-1 7-1)

(様式-2 2-1 へ移設)

指 示 案

(略)

○○電力株式会社○○原子力発電所第○号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

（以下略）

(様式-1 7-2)

(様式-2 2-2 へ移設)

指 示 案

(略)

○○電力株式会社○○発電所第○号機については、放射性物質の放出に備え、防護装備類の装着等が必要とされたことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

（以下略）

<p style="text-align: right;">(様式-2 2-3) (様式-1 7-3 から移設)</p> <p>指 示 <u>(案)</u></p> <p>(略)</p> <p>○○原子力発電所第○号機からの放射性物質の放出に備え、O I Lに基づく住民等の防護措置を関係地方公共団体の長等に指示したところであるので、原子力災害対策重点区域内の屋外又はO I L 1若しくはO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域（原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。）の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p style="text-align: right;">(様式-2 2-4) (様式-1 7-4 から移設)</p> <p>指 示 <u>(案)</u></p> <p>(略)</p> <p>○○原子力発電所第○号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で災害応急対策又は緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、災害対策基本法第28第2項 第28の6第2項及び原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: right;">(様式-1 7-3) (様式-2 2-3 へ移設)</p> <p>指 示 案</p> <p>(略)</p> <p>○○電力株式会社○○発電所第○号機からの放射性物質の放出に備え、O I Lに基づく住民等の防護措置を関係地方公共団体の長等に指示したところであるので、原子力災害対策重点区域内の屋外又はO I L 1若しくはO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域（原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。）の屋外で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p style="text-align: right;">(様式-1 7-4) (様式-2 2-4 へ移設)</p> <p>指 示 案</p> <p>(略)</p> <p>○○電力株式会社○○原子力発電所第○号機で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で災害応急対策又は緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護について、災害対策基本法第28第2項 第28の6第2項及び原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
--	---

第4節 全面緊急事態（フェーズ2）

(様式-2-3)

(様式-2-4から移設)

(案)

○○電力株式会社○○発電所に係る原子力緊急事態解除宣言

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認め
るため、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第4項の規定に
基づき、○○電力株式会社○○発電所に係る原子力緊急事態解除宣言を発する。

第4節 全面緊急事態（フェーズ2）

(様式-2-4)

(様式-2-3移設)

○○電力株式会社○○発電所に係る原子力緊急事態解除宣言

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認め
るため、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第4項の規定に
基づき、○○電力株式会社○○発電所に係る原子力緊急事態解除宣言を発する。

※ 本文中の図表は、参考2 原子力災害対策マニュアル(新旧対照表:図表・要員指定表)を参照